

令和2年第4回小山町議会6月定例会会議録

令和2年6月4日（第1日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
税 務 課 長	渡邊 啓貢君	小 山 消 防 署 長	込山 眞治君
住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
健 康 増 進 課 長	杉山 則行君	商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君
フロンティア推進課長	湯山 浩二君	農 林 課 長	前田 修君
都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君	建 設 課 長	山口 幸治君
こども育成課長	大庭 和広君	生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	3番 小林千江子君	4番 鈴木 豊君	

散 会 午後1時34分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度小山町一般会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 5 報告第 3 号 令和元年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 4 号 令和元年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 5 号 令和元年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 6 号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 7 号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第 8 号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 9 号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第10号 令和元年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第13 同意第 3 号 小山町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第60号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第61号 工事請負契約 (変更) の締結について
(令和元年度町道大胡田用沢線道路改良工事)
- 日程第16 議案第62号 工事請負契約 (変更) の締結について
(令和元年度社会資本整備総合交付金事業 都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事)
- 日程第17 議案第63号 工事請負契約 (変更) の締結について
(令和元年度足柄駅交流センター建設工事)
- 日程第18 議案第64号 工事請負契約の締結について
(令和 2 年度小山町消防団第 7 分団車庫・詰所建設事業)
- 日程第19 議案第65号 財産の取得について
(令和 2 年度小山町消防団第 4 分団消防ポンプ自動車購入事業)
- 日程第20 議案第66号 財産の取得について
(令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行

政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業)

- 日程第21 議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第4号)

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。5月7日から10月31日までクールビズ期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承ください。なお、ジャケット等は気候に合わせて各自調整可としておりますので、御協力願います。

また、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和2年第4回小山町議会6月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、3番 小林千江子君、4番 鈴木 豊君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第9号から議案第77号までの28議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。令和2年第4回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、大変ありがとうございます。

まず初めに、町の新型コロナウイルス感染症に関わります対応について御報告させていただきます。

本町ではこれまで、町のイベントの中止や事業者への休業要請、町立小中学校の休校措置等を実施し、感染防止に全力を注いでまいりましたが、町民の皆様や事業者の皆様の御協力と御努力によりまして、本日現在、本町におきましては感染者は出ておりません。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な打撃を受けている町内の事業者の皆様に対しましては、議員の皆様の御理解の下、補正予算を編成し、利子補給や経営支援給付金など、町の独自施策として実施しておりますが、町の経済活動が元どおりになるには相当の時間を要すると思われます。

現在は、緊急事態宣言が全国的に解除となり、感染防止と経済再興の両立を目指した対策を講じていく段階となっております。県境の町で、首都圏との往来が日常的であります本町においては、引き続き3密の回避等、感染防止対策に全力を注ぐとともに、新型コロナウイルスの影響で深刻な打撃を受けた町内の経済再生に対し様々な施策を講じてまいりますので、議員そして町民の皆様の御理解と御協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の提出議案について御説明申し上げます。

今回提案させていただきましたのは、専決処分の承認1件、令和元年度繰越計算書の報告8件、同意1件、工事請負契約の締結4件、財産の取得2件、指定管理者の選定1件、条例の廃止1件、条例の制定2件、条例の一部改正7件、令和2年度補正予算1件の合計28件であります。

はじめに、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町一般会計補正予算（第3号））についてであります。

本件は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金事業を実施することとなり、国の補正予算が議決されたことを受け、早急に町民の皆様へお届けするため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ18億5,593万円を追加し、予算の総額を128億593万円とする令和2年度小山町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第3号 令和元年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成29年度から令和2年度までの4か年で継続費を設定しております足柄SA周辺地区開発道路整備事業ほか2件の継続事業につきまして、令和元年度事業費の未執行額を通次繰越

しし、令和２年度の事業と合わせまして執行するものでございまして、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第４号 令和元年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和元年小山町議会12月定例会及び令和２年小山町議会３月定例会で繰越明許費の設定の御承認を頂きました駿河小山駅再開発まちづくり検討支援ほか25事業につきまして、令和２年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第５号 令和元年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、NEXCO中日本及び地元との調整の結果、年度内に完了することができなかった町道上野大御神線舗装補修工事（その３）ほか２事業につきまして、地方自治法の規定に基づき、令和２年度へ繰越しましたので、同法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第６号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会３月定例会で繰越明許費の設定の御承認を頂きました事業用地取得事業につきまして、令和２年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第７号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、特別高圧供給の手續に伴い、事業協力者との調整に不測の日時を要し、年度内に完成することができなかった土地造成詳細設計につきまして、地方自治法の規定に基づき、令和２年度へ繰越しをいたしましたので、同法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第８号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会３月定例会で繰越明許費の設定の御承認を頂きました事業用地取得事業につきまして、令和２年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第９号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、土地所有者との交渉に不測の日時を要し、造成工事を２工区に分けたことに伴い、希少植物の移植計画及び造成工事の変更が生じ、年度内に完成することができなかった希少植物移植業務ほか２事業につきまして、地方自治法の規定に基づき、令和２年度へ繰越しましたので、同法施行令の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第10号 令和元年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本件は、近接する道路改良工事及び河川災害復旧工事との工程調整に伴い、年度内に事業を完了することができなかった都市計画道路大胡田用沢線配水管布設工事ほか2件の配水管布設替え工事等につきまして、令和2年度への繰越額が確定しましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、同意第3号 小山町農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会委員の選出方法につきましては、町議会の同意を得て町長が任命することとされていることから、11名の方を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第60号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症が町民生活や地域経済に多大な影響を与えていることに鑑み、令和2年8月31日までに限り、町長、副町長及び教育長の給与を減額するため、条例を制定するものであります。

具体的には、町長の給与を7月と8月の2か月分、各月10分の3を減額し、副町長及び教育長の給与を7月と8月の2か月分、各月10分の1を減額するものであります。

減額の総額は69万8,000円で、新型コロナウイルスの対策事業費用に充てることとしております。

次に、議案第61号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和元年度町道大胡田用沢線道路改良工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和元年度社会資本整備総合交付金事業都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事の請負契約の変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和元年度足柄駅交流センター建設工事の請負契約の変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、小山町消防団第7分団車庫・詰所建設事業について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号 財産の取得についてであります。

本案は、小山町消防団第4分団消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 財産の取得についてであります。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業小山町防災行政無線デジタル

化整備戸別受信機購入事業のデジタル戸別受信機を購入するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定についてであります。

本案は、グランファミリア落合の指定管理者の指定について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、後で御審議を頂きます小山町駅前交流センターの条例制定に伴い、駿河小山駅前交流センターの前身でありました小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、駿河小山駅前及び足柄駅前交流センターについて統一的に活用することを視野に、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、足柄支所が移転することに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に交付されたことに伴い、小山町税条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町業務改善規定に基づき、職員から提出された改善提案書が採用されたものであります。

次に、議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町パークゴルフ場の指定管理に伴い、小山町文化会館等運営協議会において同施設の運営について協議するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の介護保険料を軽減するための減額賦課の基準が定められたことに伴い、本町の介護保険料についてもこれに応じた軽減措置を講ずるため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害訴訟の基準を定める政令の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億8,831万1,000円を追加し、予算の総額を130億9,424万1,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

なお、議員の皆様には政務活動費を減額いただき、新型コロナウイルス感染症対策費用に充てさせていただくことといたしました。大変ありがとうございました。町民を代表して御礼を申し上げます。

以上、承認第9号から議案第77号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意第3号 小山町農業委員会委員の任命については私から内容説明をさせていただき、それ以外の案件につきましては担当部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町一般会計補正予算（第3号））

○議長（池谷洋子君） 日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金事業を実施することとなり、国の補正予算が4月30日に成立したことを受け、早急に町民の皆様へ特別定額給付金を給付するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度小山町一般会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ18億5,593万円を追加し、予算の総額を128億593万円とするものであります。

初めに、歳入について説明申し上げます。

別冊補正予算書の6ページをお開きください。

16款2項2目民生費国庫補助金を18億5,593万円増額しますのは、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金を見込むものであります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

7 ページから 8 ページにかけまして、3 款 1 項 6 目特別給付金費、説明欄（2）特別定額給付金給付事業費を18億3,020万円計上しますのは、特別定額給付金18億1,520万円のほか、給付に係る事務費であります。

次に、8 ページ、説明欄（3）子育て世帯への臨時特別給付金事業費を2,573万円計上しますのは、子育て世帯への臨時特別給付金2,267万円のほか、給付に係る事務費であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第9号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第9号はこれを承認することに決定しました。

日程第5 報告第3号 令和元年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第5 報告第3号 令和元年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 報告第3号 令和元年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書は5ページからとなります。5ページは議案のかがみとなります。6ページを御覧ください。

平成29年度から令和2年度までの4か年で設定している足柄SA周辺地区開発道路整備事業、平成28年度から令和2年度までの5か年で設定している町道3975号線外1道路整備事業、平成29年度から令和2年度までの4か年で設定している森村橋修景・復元事業の計3件の継続事業につきまして、令和元年度事業費の未執行額を通次繰越しし、令和2年度の事業費と合わせて執行しますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

令和2年度へ通次繰越いたしました額は、6億7,535万3,618円であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第4号 令和元年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第6 報告第4号 令和元年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 報告第4号 令和元年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書は7ページからとなります。8ページを御覧ください。

本件は、令和元年小山町議会12月定例会及び令和2年3月定例会において、小山町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました26件につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

それぞれの繰越額について説明いたします。

駿河小山駅再開発まちづくり検討支援が1,791万8,000円、創業支援投資事業有限責任組合出資金が1億円、シティドレッシング用バナー等作成業務につきましては、オリンピック・パラリンピックの開催が1年延期となったため、予算の繰越しを取りやめました。

次に、昨年の台風19号の影響により完了できなかった県単独治山事業実施設計が58万7,000円、町単独治山事業が1,250万円、国道246号視距改良事業の吉久保地先工事残土処理候補地の分筆登記80万円、台風19号により資材の調達に不測の期間を要した町道3975号線道路改良事業が1億7,792万円、町道大胡田用沢線道路改良事業が8,249万円、公共道路整備事業が1,323万円、町道1608号線などの橋梁補修実施設計が2,634万5,000円、インフラ長寿命化計画策定が803万円、町道2316号線南ノ原橋などの橋梁長寿命化修繕工事が4,674万500円、工業団地アクセス道路整備事業が1億8,462万8,000円、町道上野大御神線道路改良舗装工事の防衛施設道路整備事業が2億3,249万4,000円、次のページとなります湯船排水路河川改修事業が2億615万円、足柄駅交流センター建設事業が1億1,961万7,000円、大胡田用沢線都市計画道路整備事業が1億1,192万5,000円、誓いの丘公園整備事業が3,402万円、グランファミリア落合地域優良賃貸住宅整備事業が3億7,773万4,000円、台風19号災害残土の残土処分業務が2,596万円、防衛補助金を活用して実施する同報系無線設備デジタル化整備事業が1億6,721万8,833円、次に、台風19号の災害復旧に伴う農地災害復旧事業が1億370万円、農業用施設災害復旧事業が1億2,649万440円、林業施設災害復旧事業が1億6,709万1,000円、河川施設災害復旧事業が3億852万3,000円、道路施設災害復旧事業が9,728万6,000円、以上26件、合計27億4,939万7,773円を令和2年度へ繰越しをするものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第5号 令和元年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第7 報告第5号 令和元年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 報告第5号 令和元年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

議案書は11ページを御覧ください。

本件は、NEXCO中日本及び地元との調整の結果、工事の実施を遅らせることとなり、年度内に完成できなかったことによる町道上野大御神線舗装補修工事（その3）462万円、先行事業における移転補償の遅延により工事着手が遅れ、年度内に完成できなかった防衛施設道路整備事業町道上野大御神線道路改良舗装工事1億2,442万円及びその附帯工事1,716万円の計3件、1億4,620万円を地方自治法第220条第3項ただし書の規定により事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第6号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第8 報告第6号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第6号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は12ページ、13ページとなります。

本件は、令和2年小山町議会3月定例会におきまして、小山町特別会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました3件につきまして、それぞれ繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、所有権登記事務の請求訴訟が結審に至らなかったことに伴い、訴訟事務が28万5,000円、土地の支払い代金が477万1,000円、物件移転補償費が474万9,000円、合計980万5,000円を令和2年度へ繰り越すものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第7号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第9 報告第7号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第7号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

議案書は14ページ、15ページとなります。

本件は、今後の企業誘致を見据え、事業協力者が電力会社へ特別高圧供給の申込みを行い、管路設備設計を実施するものでありますが、事業協力者との調整に不測の日時を要したことから、年度内に完成できませんでした土木造成詳細設計1,080万円を、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により事故繰越をいたしましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 報告第8号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第10 報告第8号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第8号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は16ページ、17ページとなります。

本件は、令和2年小山町議会3月定例会において、小山町特別会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました2件につきまして、それぞれ繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、事業用地取得及び物件補償につきまして、関係地権者との用地取得、移転交渉に不測の日時を要し、年度内に登記完了まで至らなかったことから、土地の支払い代金が2億1,200万円と物件移転補償費が1億3,550万円、合計いたしまして3億4,750万円を

令和２年度へ繰り越すものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第２項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第11 報告第９号 令和元年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第11 報告第９号 令和元年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第９号 令和元年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてでございます。

議案書は18ページ、19ページとなります。

本件は、工事区域を２工区に分け発注したことに伴い、希少植物の移植計画及び造成事業の変更が生じたことから、年度内に完成できませんでした自然環境調査418万円、土木造成設計1,925万円と、物件移転補償契約は締結いたしましたものの、物件移転が年度内に完了できなかった物件移転補償費1,150万1,711円を地方自治法第220条第３項のただし書の規定により事故繰越をいたしましたので、同法施行令第150条第３項の規定により報告するものであります。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第３項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第12 報告第10号 令和元年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第12 報告第10号 令和元年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第10号 令和元年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

議案書は20ページ、21ページを御覧ください。

本件は、用沢地内で実施をしております都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事との工程調整により、年度内に完了できませんでした都市計画道路大胡田用沢線配水管布設工事1,914万円、小山地内で実施をしております河川災害復旧工事との工程調整により年度内に完了できませんでした滝沢配水区配水管布設替え工事に伴う附帯工事126万5,000円及び大沢川添架配水管水道災害復旧工事234万円の合計３件2,274万5,000円を地方公営企業法第26条第１項の規定により繰越しを

いたしましたので、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

なお、本年7月末までには全ての工事は完了する予定であります。

報告は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第13 同意第3号 小山町農業委員会委員の任命について

○議長（池谷洋子君） 日程第13 同意第3号 小山町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、遠藤 豪君、池谷 弘君の退場を求めます。

（遠藤 豪君、池谷 弘君 退場）

○議長（池谷洋子君） 内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第3号 小山町農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、町議会の同意を得て町長が任命することとなっております。

小山町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例において、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名と定められており、現農業委員は令和2年7月19日をもって任期満了となります。

つきましては、先般開催されました小山町農業委員会委員候補者等選考委員会により、農地利用の最適化の推進に関する職務を適切に行うことができ、農業全般に対する識見を有する者として選考されました11名の皆様に農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

最初に、田代一夫氏は、陸上自衛隊に長年勤務され、過去には町議会議員、農業委員を務められており、現在、大胡田地区の認定農業者として御活躍されております。

次に、小野麻利子氏は、現在、有限会社小野工務店の取締役として御活躍されており、町商工会の役員として識見と熱意を有する方であります。農業委員会等に関する法律第8条第6項に、「利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」とされていることから、農業者ではない小野氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

次に、湯山光代氏は、近隣市町の民間企業に長年勤務され、現在、道の駅ふじおやま出荷組合の小山支部長として組合の運営に尽力し、年間を通じて多品目の良質野菜を出荷されている女性の農業者であります。

次に、小見山益彦氏は、御殿場農業協同組合に35年間勤務され、現在、農業委員に就任されており、農業行政協力員等を歴任し、足柄桑木地区の認定農業者として御活躍されております。

次に、岩田和男氏は、御殿場農業協同組合に34年間勤務され、現在、農業委員に就任されてお

り、地域の耕作放棄地解消活動に尽力されるなど、吉久保地区の認定農業者として御活躍されております。

次に、岩田正治氏は、小田急電鉄株式会社に40年間勤務され、現在、農業委員会職務代理に就任されており、菅沼地区の認定農業者でもあります。農地の集積・集約化をはじめ、耕作放棄地の解消など、地域で御活躍されております。

次に、池谷邦彦氏は、富士スピードウェイ株式会社をはじめ、町内民間企業に長年勤務され、区長や部農会長をはじめ、多くの公職を歴任されており、その知識と熱意から地域の信頼の厚い農業者であります。

次に、岩田七郎氏は、東日本旅客鉄道株式会社に6年間勤務され、現在、御殿場農業協同組合の理事を務められております。農業に対する知識や経験が豊富であり、特に野菜については、積極的に学校給食用食材に提供するなど、地域において中心的な役割を果たされている農業者であります。

次に、岩田 稔氏は、御殿場・小山消防署に41年間勤務され、柳島地区を中心に、農地の集積・集約化をはじめとする地域農業に貢献されている認定農業者であります。

次に、遠藤 豪氏は、御殿場市役所に38年間勤務され、現在、町議会議員として御活躍されております。農業法人であります株式会社富士小山企画の役員を務められ、農業委員にも就任されているなど、用沢地区の認定農業者として地域農業に精通されております。

最後に、池谷 弘氏は、株式会社ジーシーに31年間、更に小山町体育協会に5年間勤務され、現在、町議会議員として活躍されており、小山町認定農業者協議会の会長も務められております。地域のリーダー的存在であり、一色地区の認定農業者として御活躍されております。

以上11名のうち7名につきましては町の認定農業者であり、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定されております認定農業者が過半数を占めることという要件を満たしております。

なお、任期は、農業委員会等に関する法律第10条により3年とされており、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

ここで、遠藤 豪君、池谷 弘君の入場を求めます。

(遠藤 豪君、池谷 弘君 入場)

○議長(池谷洋子君) それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第60号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長(池谷洋子君) 日程第14 議案第60号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(野木雄次君) 議案第60号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

議案書22ページをお開きください。

本案は、先ほどの町長の提案説明にもありましたとおり、町長、副町長及び教育長の給与を減額し、新型コロナウイルスの対策事業費用に充てるため、条例を制定するものであります。

条例は2か条から成っており、第1条では趣旨を、第2条では給料月額の特例をそれぞれ定めております。

なお、この条例は、令和2年7月1日から施行することとし、令和2年8月31日限り、その効力を失うことといたします。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第61号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度町道大胡田用沢線道路改良工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第15 議案第61号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度町道大胡田用沢線道路改良工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第61号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は23ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和元年度町道大胡田用沢線道路改良工事につきまして、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、町道大胡田用沢線の道路改良工事で掘削工を実施した結果、当初の想定より地盤が軟弱であり、工事車両の通行に支障が及ぶことから、敷き鉄板を敷設し仮設道路を確保する必要が生じたため、仮設道工を計上するものであります。

変更による増額は1,063万7,000円で、総額1億5,649万7,000円となり、うち消費税相当額は1,422万7,000円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和2年6月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。それでは、ここで職員の入退出を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

日程第16 議案第62号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度社会資本整備総合交付金事業 都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第16 議案第62号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年

度社会資本整備総合交付金事業 都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第62号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は26ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和元年度社会資本整備総合交付金事業都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事につきまして、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、重機等の乗り入れのための仮設工の追加、滑り止め舗装工の追加、ガードレール設置工の追加、交通誘導警備員の人工の増員であります。

変更による増額は1,990万4,500円で、総額は1億6,554万4,500円となり、うち消費税相当額は1,504万9,500円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和2年7月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第63号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度足柄駅交流センター建設工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第17 議案第63号 工事請負契約（変更）の締結について（令和元年度足柄駅交流センター建設工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第63号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は29ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和元年度足柄駅交流センター建設工事につきまして、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

す。

変更の主な内容は、足柄駅の利用者用として設置しました仮設トイレを要望により増設をしたこと、想定以上の利用により追加の管理費が必要になったことであります。また、点字ブロックの設置を駅前広場まで延長したこと、木工事における使用木材の断面変更に伴う材料の追加や変更、固定家具の仕様変更によるものであります。

変更による増額は896万5,000円で、総額1億8,496万5,000円となり、うち消費税相当額は1,681万5,000円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和2年6月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第64号 工事請負契約の締結について（令和2年度小山町消防団第7分団車庫・詰所建設事業）

○議長（池谷洋子君） 日程第18 議案第64号 工事請負契約の締結について（令和2年度小山町消防団第7分団車庫・詰所建設事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第64号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は34ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、令和2年度小山町消防団第7分団車庫・詰所建設事業の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法ですが、去る5月27日、町内事業者4者による指名競争入札を執行したところ、松井建設株式会社が5,190万円で落札決定し、消費税相当額519万円を加え、5,709万円で工事請負契約を締結するものであります。

本事業は、須走地域の災害活動拠点となっており、小山町消防団第7分団車庫・詰所が老朽化が著しいため、建て替えを行うものであります。

工事内容は、鉄骨造2階建て、延べ床面積は140平方メートルで、敷地に団員の駐車場とホース乾燥塔を整備いたします。

なお、工事の完成予定期日は令和3年3月25日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第65号 財産の取得について（令和2年度小山町消防団第4分団消防ポンプ自動車購入事業）

○議長（池谷洋子君） 日程第19 議案第65号 財産の取得について（令和2年度小山町消防団第4分団消防ポンプ自動車購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第65号 財産の取得についてであります。

議案書は39ページからとなります。

本案は、令和2年度地震・津波対策等減災交付金地域総合防災推進事業による小山町消防団第4分団の消防ポンプ自動車の購入であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、消防ポンプ自動車更新計画に基づき、老朽化が著しい消防ポンプ自動車を更新するものであります。

契約の方法ですが、去る5月27日に7事業者による指名競争入札を執行したところ、株式会社畠山ポンプ製作所が2,485万3,000円で落札決定し、消費税相当額248万5,300円を加え2,733万8,300円で売買契約を締結するものであります。

なお、完成予定期日は令和3年3月30日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（岩田治和君） 1点お伺いします。消防ポンプ自動車の関係でお伺いしますが、5月27日

に7事業者によって競争入札がされたということですが、畠山ポンプというのは、ちょっと私もそんなに詳しくは分からないんですが、御殿場・小山広域行政の方もほとんど畠山ポンプが使われております。これは、ポンプの関係ですと、やはり規格が違うのか、それ以外のメーカーのものは使えないのか、ちょっとよくその辺のことは存じ上げませんが、消防ポンプ自動車としては、サクラダポンプというのが大手で有名な会社がありますけど、そちらのメーカーのものは一切使われないのかどうか、コストの点に合わないのかどうか、その辺について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 岩田治和議員にお答え申し上げます。

畠山ポンプの入札の関係で、なぜ畠山ポンプかということの御質問だと思いますけれども、畠山ポンプばかりではなく、日本ではモリタポンプと日本消防機械というところのポンプメーカーが数社あります。そして、畠山ポンプをなぜということですが、まず、緊急車というところで、消防車は緊急車でありますので、いつ何どき修繕だとかそういったことが発生したり、故障が発生しても、沼津ですけれども畠山ポンプが一番近いところにありまして、整備等、普段の整備から、そういったところでポンプメーカーがある方が近くて緊急車としては一番ベストではないかということではありますけども、金額的に、入札でありますので、低い金額で入札しているということです。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第66号 財産の取得について（令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）

○議長（池谷洋子君） 日程第20 議案第66号 財産の取得について（令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 議案第66号 財産の取得についてであります。

議案書は40ページからとなります。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業によるデジタル戸別受信機の購入であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

事業の概要は、現在整備中の小山町防災行政無線固定系設備のデジタル化整備工事に伴い、デジタル戸別受信機を660台購入するものであります。

契約の方法ですが、去る5月27日に7事業者による指名競争入札を執行いたしましたところ、平野電気有限会社が2,923万8,000円で落札決定し、消費税相当額292万3,800円を加え、3,216万1,800円で売買契約を締結するものであります。

なお、完成予定期日は本年12月28日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定について

○議長（池谷洋子君） 日程第21 議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定についてであります。

議案書は41ページを御覧ください。

本案は、グランファミリア落合の指定管理につきまして、候補者として選定しました富士山麓きんたろう住宅株式会社を指定することに関し、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、

いわゆるPFI法に基づき、維持・管理、運營業務につきまして事業契約の締結を行っていることから、指定管理者の募集等は行わず、候補者として選定したものであります。

指定管理者の業務は、住宅及び共同施設の利用に関する業務及び維持管理に関する業務並びに家賃徴収等の業務であります。

なお、指定管理期間は、平成31年3月定例会におきまして既に議決を頂きました事業契約に基づき、令和2年8月1日から令和32年7月31日までの30年間であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第22 議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。

議案書は42ページを御覧ください。

本案は、この後の議案であります小山町駅前交流センターの条例の制定に伴い、小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

なお、町の観光情報発信やインフォメーションにつきましては、小山町観光協会が運営いたします道の駅ふじおやま内の観光情報発信室や道の駅すばしりでの情報交流コーナー、夏山シーズンにおきます富士山五合目観光案内所等、複数の施設においてその機能を果たしており、今後、駿河小山・足柄両駅の交流センターと密接に連携してまいります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長(池谷洋子君) 日程第23 議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長(高村良文君) 議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は43ページからとなります。

本案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、必要な事項を定めるものであり、駿河小山駅及び足柄駅を利用する町民や観光客の安全及び利便を確保するとともに、良好な休憩の場、鉄道情報、観光情報等を提供し、もって観光交流人口の拡大を図ることを目的にセンターを設置するものであります。

はじめに、設置施設ですが、駿河小山駅前につきましては、休憩室、トイレ及び更衣室、多目的交流スペース、展望テラス、倉庫等がございます。また、足柄駅前につきましては、電車の待合室、トイレ及び更衣室、多目的交流スペース、その他附帯施設として機械室、倉庫等がございます。

次に、開館時間ですが、駿河小山駅前につきましては午前8時から午後6時までとし、休館日を水曜日としております。また、足柄駅につきましては、施設の利用目的から、24時間オープンとし、開館時間及び休館日は設けないとしております。

次に、使用料ですが、署名活動や募金などの非営利活動につきましては1日1,000円とし、興業や展示会などの営利活動につきましては1日2,000円とし、販売行為については、申請者が町民の場合、売上額の7%、町民以外の場合は売上額の15%を納めてもらうこととしております。

なお、施設の完成につきましては、駿河小山駅前につきましては既に完成しており、足柄駅につきましては6月30日と予定しております。

説明は以上でございます。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番(渡辺悦郎君) 2点ほど質問させていただきます。

この小山町駅前交流センターというのは、町長も日頃からおっしゃっていますように、観光の

拠点の一つでございます。先ほど部長から説明がありましたように、道の駅ふじおやま、これと、道の駅すばしり、あと、五合目ですか、こちらがあるから、だいはかどっているようにおっしゃいました。

しかしながら、この駅前交流センターは本当に私は大事ものだと思います。先ほども申しましたように、玄関口、この観光ということを考えましたら、ちょっと今回のこの提案の内容を見ますと、町内の駅を利用する町民や観光客の安全、利便性を確保するとともに、良好な休息の場、鉄道情報、観光情報等を提供し、もって観光交流人口の拡大を図ることを目的にセンターを設置するということを掲げてございます。これ、前回の議員懇談会でもちょっとその施設の概要を、図面の方を拝見いたしました。その中に観光案内というところがないんですよ。これについてどういうふうにお考えなのかというのを一つ伺います。

もう一つが、この条例を読んでいますと、物販というのがございますけれども、今度の駿河小山駅前の交流センターというのは、地元の商店会の協力を得ていろいろ頑張ってもらっていたんですけども、なかなか厳しい状況であると。それは常日頃から私も聞いておりましたし、議員の皆さんも承知されていることだと思いますけども、そこを指定管理でうまくやっていく、本当にやっていけるかどうかなんだろうかと。まあ、やってみなければ分からないという答えが出るかもしれませんけども、しかしながら、やはり町民の税金を使ってやるものですから、その辺のところの見込みというか、考え方をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の拠点の一つではあるが、観光案内機能をどう考えるかということでございますけれど、もちろん駿河小山駅前につきましては、二つ目の御質問にも関わってはくるのかと思うんですが、今のところ、指定管理者を入れまして運営をしていただきたいと考えてございますので、その中で当然観光案内をしていただくという条件をつけるように考えてございます。

二つ目の物販と、運営できるかということになるのかと思うんですが、その見込みはどうかということでございますけれど、こちらも当然指定管理者という形でやりますので、その辺の見込みも伺いながらやっていくということになると思います。当然売上が見込めるということを前提に指定管理者に任せていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○12番（渡辺悦郎君） では、足柄駅前の方です。観光案内、これについてどういうふうを考えていらっしゃるのか。図面を見ても、ただリーフレットを置くぐらいしかないのではないかなというふうに思ったんですけども、そちらの方はどういうふうになさるのか、お考えを伺いたしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 足柄駅前につきましては、施設内に支所機能が入りますので、支所をお願いして、ある程度の観光案内はしていただくというふうには今のところは考えてございます。あそこに何か事務所を設けるようなスペースがございませんので、あくまでも駅利用者のための建物で、その中で、パンフレットとか設置できる場所に設置して運用を図っていきたいと。先ほどもちょっと申し上げましたけれど、支所職員を中心に、その辺の観光案内も兼ねてお願いをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第24 議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、現在、小山町立足柄地区コミュニティセンター内に設置されている足柄支所が、足柄駅交流センターの完成後、同施設に移転することに伴い、条例の改正を行うものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の2ページをお開きください。

第2条の改正は、足柄支所の位置を変更するもの及び文言の修正を行うものであります。

なお、施行日は規則で定める日としており、移転後の足柄支所開設日が決まり次第、規則で公布をいたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第25 議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法の条項ずれが生じたため、条例の改正を行うものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の4ページをお開きください。

第7条の改正は、「地方自治法第243条の2」が「地方自治法第243条の2の2」に繰り下げられたことに伴うものであります。

なお、施行日は公布の日と定めてあります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第26 議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されました。これに伴い、小山町税条例の一部を改正するものであります。

それでは、主な改正について説明をいたします。

まず、固定資産税のうち、中小事業者等の事業の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の特例についてであります。

新旧対照表 5 ページをお開きください。第 1 条関係の改正となります。

附則第10条の読替規定に法附則第61条、第62条を追加しています。これは、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、令和 2 年 2 月から10月までのうち連続する 3 か月間の収入の合計額が前年同期の収入額と比較し 7 割以下となった場合は、課税標準額を 2 分の 1 とし、更に収入額が 5 割以下となった場合は、課税標準額をゼロとするものです。

なお、この特例は、令和 3 年 1 月31日までに町長に申告をした場合に、令和 3 年度の固定資産税についてのみに適用されるものであります。

次に、軽自動車税についてであります。令和元年10月 1 日から令和 2 年 9 月30日までに取得した軽自動車に係る環境性能割の非課税措置を、令和 3 年 3 月31日まで半年間延長します。

これらの改正は、公布の日から施行します。

次に、町民税について説明をいたします。

新旧対照表 8 ページをお開きください。第 2 条関係の改正となります。

附則第26条の寄附金税額控除の特例は、新型コロナウイルスの影響で中止となったイベントの入場料等の払戻し請求を放棄した場合、寄附金控除の対象となるものです。

附則第27条は、住宅借入金等特別控除の特例の適用期限を令和15年度から令和16年度まで 1 年間延長するものであります。

これら第 2 条関係の改正は、令和 3 年 1 月 1 日の施行となります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、午後 1 時まで休憩とします。

午後 0 時03分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第27 議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、車両リース等の長期継続契約の契約期間の上限を5年から7年に変更するため、条例の改正を行うものであります。

お手元の条例改正資料新旧対照表の10ページをお開きください。

第3条の改正は、法定耐用年数や現在の商慣行上及び経済性に合わせた契約期間を踏まえ、契約期間の限度を7年に変更するものであります。契約期間の変更により、単年度当たりの契約金額の低減が見込まれ、支出の削減が図られます。

なお、施行日は公布の日と定めてあります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（佐藤省三君） ただいま長期継続契約の案件が出されたわけですが、車両リース等というふうに御説明がありました。車両リース以外に該当する契約というのはどんなことが考えられるのか教えてください。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 佐藤議員にお答えします。

その他、事務機器、それからソフトウェアの使用許可に関わる契約等々がございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第28 議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は57ページからになります。

総合文化会館、図書館、体育施設などの生涯学習施設の指定管理の運営について協議する場として、小山町文化会館等運営協議会が既に設置されております。令和2年度から小山町パークゴルフ場も指定管理の運営としたことに伴い、ほかの生涯学習施設と同様に小山町文化会館等運営協議会において協議することになるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第18条の次に、小山町文化会館等運営協議会の組織等について、1条を加えるものであります。

なお、施行日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第29 議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は59ページとなります。

介護保険料につきましては、平成27年度から消費税による公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を一部実施してきました。令和元年10月の消費税率の引上げを受け、令和元年度分介護

保険料の軽減については、完全実施の2分の1の減額幅の基準を定めたところであります。

今般、介護保険法施行令の一部が改正され、令和2年度介護保険料から軽減を完全実施することとされました。

このことに伴い、本町でも、保険料基準額に対する保険料率を、第1段階は、0.375から0.3、第2段階は、0.625から0.5、第3段階は、0.725から0.7へと引き下げることにより、保険料の軽減割合を増やすため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

最後に、附則において本条例の施行日を交付の日からとし、第2条による保険料の適用を令和2年度分からとすることを既定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第30 議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は60ページからとなります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

主な改正点を御説明いたします。

条例改正資料新旧対照表の15ページ及び16ページを御覧ください。

初めに、第5条第2項第2号の改正は、政令におきまして消防作業従事者等の補償基礎額の最低額が、8,800円から8,900円に引き上げられたことによるものであります。

次に、同資料新旧対照表の17ページから20ページにかけての附則第3条の4及び第4条の改正は、政令におきまして障害補償年金前払一時金支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率が、100分の5から、事故発生日における法定利率に改められたこ

とによるものであります。

次に、新旧対照表の21ページ及び22ページを御覧ください。

別表の改正は、政令におきまして補償基礎額の改定が行われたことから、政令に倣い補償基礎額表の金額を変更するものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（池谷洋子君） 次に、日程第31 議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億8,831万1,000円を追加し、予算の総額を130億9,424万1,000円とするものと、地方債の補正であります。

初めに、補正予算書5ページをお開きください。

地方債の補正であります。

経営体育成基盤整備事業は、起債の協議により限度額の変更をするものであります。

その下、公共道路整備事業は、無電柱化整備事業に対して起債をするに伴う限度額の変更であります。

次に、歳入について説明をいたします。7ページをお開きください。

16款2項2目民生費国庫補助金を増額しますのは、町内こども園の新型コロナウイルス感染防止事業について、保育対策総合支援事業費補助金246万2,000円を見込むものであります。

次に、同じく5目土木費国庫補助金を増額しますのは、無電柱化整備事業について、防災安全交付金9,026万9,000円を見込むものであります。

次に、同じく10目は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設に伴い、

5,728万8,000円を見込むものであります。

次に、17款2項4目農林水産業費県補助金を増額しますのは、経営体育成促進換地等調整事業に対する補助金を見込むものであります。

次に、20款2項4目総合計画推進基金繰入金を3,345万円増額しますのは、駿河小山駅周辺の活性化に係る町道整備計画等の財源に充てるため繰入れをするものであります。

次に、21款1項1目繰越金を2,000万円増額しますのは、令和元年度繰越金が見込めるため、今回の財源として増額するものであります。

次に、23款1項1目農林水産業債を20万円増額しますのは、経営体育成基盤整備事業債について起債協議に伴い増額するものであります。

次に、歳出予算について説明をいたします。10ページを御覧ください。

初めに、1款1項1目議会費のうち説明欄（3）議会調査活動費を97万5,000円減額しますのは、政務活動費の減額によるものであります。

次に、2款1項1目一般管理費のうち説明欄（1）職員人件費を58万円減額しますのは、町長及び副町長の給与減額によるものであります。

次に、11ページの同じく2目財政管理費のうち説明欄（3）行財政改革推進費を297万円増額しますのは、感染症対策として行政手続案内システムサービス導入のためのシステム使用料であります。

次に、同じく7項1目企画渉外総務費のうち説明欄（5）官民連携推進事業費を495万円増額しますのは、駿河小山駅周辺活性化ビジョンの策定に伴う支援業務を委託するものであります。

次に、3款3項1目児童福祉総務費のうち説明欄（6）ひとり親家庭等臨時特別給付金給付事業費を275万円計上しますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、独り親家庭への町独自の給付をするものであります。

次に、12ページの同じく3目こども園費のうち説明欄（2）こども園管理運営費を196万2,000円増額しますのは、感染症対策の管理備品として空気清浄機購入180万7,000円が主なものであります。

次に、同じく説明欄（5）民間こども園施設運営費を50万円増額しますのは、町内民間こども園の感染症対策に対する補助金であります。

次に、4款1項2目予防費、説明欄（3）新型コロナウイルス感染症対策事業費を2,659万2,000円増額しますのは、医療機関等における感染防止対策に対する補助を実施するものであります。

次に、13ページ、5款1項3目土地改良事業費、説明欄（5）中山間地域総合整備事業費を400万円増額しますのは、棚頭地区における換地調整事業の委託費であります。

次に、14ページにかけて、6款1項1目商工業振興費、説明欄（2）商工業振興費を500万円増額しますのは、飲食店等における3密対策に対する支援を実施するものであります。

次に、7款2項1目道路橋梁総務費、説明欄（2）道路橋梁総務費を950万円増額しますのは、

国道246号の県境付近における交差点改良計画の検討などを行う委託費であります。

次に、同じく3目町道整備事業費、説明欄(2)町道整備事業費を1,900万円増額しますのは、町道小山白岩線ほか1路線の設計等を行う委託費であります。

次に、15ページにかけて、同じく4目公共道路整備事業費、説明欄(6)無電柱化整備事業費を1億8,700万円計上しますのは、須走地区における無電柱化事業について、地元との調整が整い、また、補助金の内示を受けたことから、測量設計及び電線共同溝工に着手するものであります。

次に、9款1項2目事務局費、説明欄(1)職員人件費を11万8,000円減額しますのは、教育長の給与削減によるものであります。

同じく2項1目学校管理費、説明欄(2)小学校管理運営費を1,174万8,000円増額しますのは、感染症対策として各教室の清掃用の掃除機の備品購入及び清掃用具の消耗品購入、また、タブレット端末の設定変更に係る手数料及びモバイルルータの導入経費が主なものであります。

次に、16ページ、同じく3項1目学校管理費、説明欄(2)中学校管理運営費を763万8,000円増額しますのは、小学校費と同様に、感染症対策として各教室の清掃用の掃除機の備品購入及び清掃用具の消耗品購入、また、タブレット端末用のモバイルルータの導入経費が主なものであります。

最後に、12款1項1目予備費を637万4,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番(遠藤 豪君) 1点だけお伺いします。

ページ14、6款1項1目商工業の振興費ですか、500万円ということで、3密対策の交付金というふうなお話がありましたが、具体的にはどんな内容なのか御説明いただきたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○商工観光課長(渡邊辰雄君) 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

目的でございますけれど、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和・克服するため、3密対策の取組を実施したことに要する費用に対しまして補助を行うものでございます。

対象者ですが、まだ案ではございますけれど、町内に事業所を設けている中小企業者等が対象で、そのうち不特定多数が出入りする施設を主に対象としていきたいと考えてございます。

申請につきましては、1事業者1回、上限10万円としてございます。

取組の内容でございますけれども、恒久的なものにつきましては投資した金額の2分の1で、更に上限を10万円といたします。例えば25万円であれば、その2分の1で12万5,000円ですので、上限は10万円ということになります。あと、一時的なものもございまして、こちらにつきましては上限3万円もしくは2万円ぐらいで今検討してございます。こちらにつきましては、その支出

した10分の10を対象といたします。1事業者10万円としていることから、両方やられる事業者もあるかと思われますので、そこは合わせて10万円というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 4款1項2目（3）新型コロナウイルス感染症対策事業費2,659万2,000円とあるわけですが、ここに18の項目の中に、感染症対策病床等整備費、それから医療従事者待機施設設置費、御殿場市救急医療センター感染症予防体制整備負担金、医療機関院内感染防止対策整備費補助金、介護・福祉施設感染拡大防止経費というふうな項目が挙がっておりますが、どういう機関を対象と考えておられるのか、そして、具体的にはどのような施設設備を整備されるのか。その予測というんですか、そこら辺を教えてくださいとありがたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 佐藤議員にお答えいたします。

4款1項2目（3）新型コロナウイルス感染症対策事業費の5項目ございますが、一つずつ説明させていただきます。

まず一つ目ですが、感染症対策病床等整備費負担金、こちらは、小山町、御殿場市で唯一発熱外来を行っております富士病院の新型コロナウイルス感染症対策のための整備に係る費用について、富士病院が御殿場市、小山町の二次救急医療機関となっておりますので、小山町と御殿場市と負担率を定めてありまして、それに基づいて負担金を支払うものです。

この施工内容ですが、施工前には感染症病棟にICUが2床だったんですけれども、それを6床に変え、風除室等も設置し、また、その通路のゾーニング等を行うものです。

二つ目ですが、医療従事者待機施設設置費負担金となります。こちらは、富士病院でPCR検査を実施しておりますが、医療従事者等が検体の検査結果が出るまでの間、宿泊先として御殿場市が今、専用の宿泊施設を確保する予定がございまして、これにつきましても二次救急医療の従事者の負担ということで、小山町の負担割合に基づいて負担する計画でございます。

三つ目ですが、御殿場市救急医療センター感染症予防体制整備負担金、こちらは、御殿場市救急医療センターにおきまして、感染症対策のための装置、スーパー次亜水生成装置という装置を購入したんですが、これについては、通常ですと年度の終わりに不採算部分を御殿場市と小山町との人口割により負担していましたが、この装置が別に補助金を使えるということもございまして、ここで負担金を要求させていただき、この分について人口割に基づいて御殿場市に負担するものです。

四つ目ですが、医療機関院内感染防止対策整備費補助金、こちらは、小山町、御殿場市の二次救急医療機関で、小山町の医療機関であります富士小山病院を対象としてありまして、感染症対策の機器整備でありますとか、または動線分離によるゾーニング工事、これらに対して小山町が補助する予定であります。

次の介護・福祉施設につきましては、介護長寿課長から説明させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 18節の介護・福祉施設感染拡大防止経費交付金について御説明をさせていただきます。

事業の内容としましては、町内の介護・福祉施設、また、関連事業を運営する法人に対して、新型コロナウイルス感染症対策の取組として衛生資材等の購入等の、平時に比べて掛かり増しとなっている負担について、交付金を交付して支援をするものでございます。

対象の法人としましては、町内の介護施設や福祉施設、それから関連事業を運営する法人を考えておりまして、15法人を予定しております。

事業につきましては、社会福祉協議会が4月にちょっとアンケート調査を行っているんですけど、各種事業所が利用者の安全の確保をしつつ、事業、サービスの提供を継続するために、かなり早い時期から感染症の対策に取り組み、かなり職員の負担も大きいんですけど、支出も大きくなり、不安を抱えながらサービスを続けていると、そういうものを支援していこうという補助金になります。

説明は以上になります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

○議長（池谷洋子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月9日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時34分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 小 林 千 江 子

署 名 議 員 鈴 木 豊

令和2年第4回小山町議会6月定例会会議録

令和2年6月9日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	地 域 振 興 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	池田 馨君	税 務 課 長	渡邊 啓貢君
住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君	健 康 増 進 課 長	杉山 則行君
商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
農 林 課 長	前田 修君	都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君
こ だ も 育 成 課 長	大庭 和広君	会計管理者兼会計収納課長	渡辺 史武君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	3番 小林千江子君	4番 鈴木 豊君	

散 会 午後3時21分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 鈴木 豊君

1. 今後の小山町の都市計画についての考えは

5番 遠藤 豪君

1. ふるさと納税について

9番 岩田治和君

1. 観光資源の新規開発について

12番 渡辺悦郎君

1. 町長のリーダーシップと政治姿勢について

3番 小林千江子君

1. 新型コロナウイルス感染防止対策により影響が生じた学校の今後の対策について

1番 室伏 勉君

1. 新型コロナウイルスと大雨強風に備えた避難対策について

8番 高畑博行君

1. 新型コロナウイルス感染症に対する町の対応の検証と今後の対策は

2番 室伏辰彦君

1. 新型コロナウイルス感染症による生活困窮者・事業者への経済支援について

6番 佐藤省三君

1. 新型コロナウイルス感染症への対策について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁を、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問の答弁は全て自席で答弁を行うこととしておりますので、御協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、議場内では、議員並びに当局の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

日程第1

一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

初めに、4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） おはようございます。4番 鈴木 豊です。今回、私は、小山町の都市計画についての考えはについて伺います。

都市計画事業については、私も昨年9月議会で質問し、本年3月議会でも池谷 弘議員も代表質問され、回答を受けておりますが、抽象的な回答が多く、今後の町の将来について具体的な町長の考えを伺いたく質問いたしました。

私ども会派「新生会」では、昨年9月に県の交通基盤部へ行き、県職員と都市計画の勉強をさせていただきました。そこでは、小山町の将来においてのまちづくりは、都市計画事業をしっかりと位置づけ、進めていかなければと思った次第でございます。

さて、昨年9月議会において、都市計画税条例が廃止されました。町長は、都市計画税を廃止し、仕切り直しをすると申しました。また、都市計画事業をどう進めるかについて、町民の皆様の意見を伺い、都市計画の再構築を進めるとも言われております。その都市計画について、現在、何も進めてきている様子が私共には見られません。このままでは小山町の都市計画、すなわち、まちづくりはどう進められていくのでしょうか。危惧されます。

線引きの見直しについても、平成30年度から調査業務を実施していますが、概略の説明が質問の回答の中でありましたが、具体的にどの程度進められているかも情報開示されておられません。

御殿場市は、都市計画において、駅前再開発や都市計画道路が次々に進められております。羨ましい限りです。

町長の任期もあと3年です。長くもあり短くもあります。内陸フロンティア事業も最終段階に入っております。しかし、町内における都市計画事業などが遅れていることは、私共も感じております。私が再度、以前と同様な質問をしたのは、現状スピード感を町長に持っていただきたいのと、私共町民は皆、小山町は今後どのような方向にいくのか心配をされているからであります。

そこで、質問いたします。

一つ目としまして、線引きの見直しについて、現在どの程度進んでいるのか。また、総合計画との整合性に反映されていくのか、お伺いします。

二つ目としまして、JR駿河小山駅の再整備において、駅前の交流センター施設は完成しましたが、その他における駅舎を含めた再開発について、どのように考えて、どの程度進めているのか、お伺いします。

三つ目としまして、宅地造成事業において都市計画事業として進めるべきではあるが、湯船原の工業団地の工場誘致が進んでいる中、住宅施策をもうすでに進めていかなければ、御殿場市や他市町に行ってしまいます。町長は、市街化区域内の宅地開発事業について、どの地区をどのように開発する考えがあるのか、お伺いします。

四つ目としまして、総合計画が令和3年3月に完成すると思いますが、都市計画マスタープランや国土利用計画など、どのように改正していき、総合計画とのマッチングはしていくのか、お伺いします。

五つ目として、昨年9月に都市計画税が廃止されましたが、町長は、今後小山町において、都市計画決定に持っていく事業は何を優先的に考えているのか。また、今後、都市計画税をどのように導入していく考えがあるのか、お伺いします。

以上、5点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。鈴木議員にお答えをいたします。

初めに、線引きの見直しについて、現在どの程度進んでいるのか、また、総合計画との整合性に反映されていくのかについてであります。

線引きの見直しにつきましては、平成30年度に市街化区域から市街化調整区域への除外の候補箇所として数か所、さらに令和元年度に市街化調整区域から市街化区域に編入の可能性が考えられる候補箇所を数か所抽出し、それぞれ現地調査を行いました。

今年度は、これまでの調査結果を基に、静岡県等関係機関と事前協議を行いながら、区域区分変更の案を検討していきたいと考えております。

また、総合計画と反映させるかについてであります。現在、令和2年度中の策定を目指し作業中であります小山町第5次総合計画の中で、線引き等の都市計画については直接明示する予定

はありませんが、小山町が目指す将来都市計画との方向性に乖離が生じることのないように、関係部局間で検証してまいりたいと考えます。

次に、駿河小山駅の駅舎を含めた再開発について、どのように考え、どの程度進めているのかについてであります。

駿河小山駅は、通勤・通学利用者の交通拠点であり、また、来訪者を迎える町の玄関口として、その周辺地域を含め中心市街地の活性化を具現化する上で、重要な地域であると認識しております。

町では、かつてのようなにぎわいや活気を取り戻すための対策が必要であると考え、昨年9月に副町長をリーダーとする庁内プロジェクトチームを設置し、駅及び周辺の活性化に向けて課題の整理、検討を行いました。

その中から重要なものとして、駅周辺ににぎわいをもたらす駅舎の改築や駅前広場の整備に関しては、他自治体の例から見ますと、地元の費用負担が莫大で、長期間を要するのが一般的であり、さらに、駅舎単独のハード整備事業が直接地域の活性化に結びつくものではなく、駅周辺の活性化のためには、周辺を巻き込んだ一体的な整備が不可欠となります。

そのため、活性化策の一つとして、健康福祉会館東側において、企業が物流倉庫として使用されている土地の活用について検討しており、企業の多大なる御理解が必要ですが、その対応として倉庫の移転用地の確保や、移転後の操業に支障のない道路ネットワークの構築など、課題の解決に向けて取り組んでいるところであります。

しかし、町の財政負担を考えた場合に、駅舎の改築や駅前広場の整備に加え、必要となる周辺施設の整備を同時に進行することは困難でありますので、実現までの期間や資金計画等を考慮し、優先順位を決めなければならないと考えます。

このように、昨年度は比較的広い範囲での活性化策について検討してまいりましたが、今年度は、活性化の拠点にこういった機能が必要なのか、また周辺にはどのような施設を誘導すべきかを、民間事業者の方々にも入っていただきながら、資金調達や整備手法も含めた具体的な検討を進めます。

今後、急速に進行する人口減少社会や市場変化に柔軟に対応するために、民間ノウハウを取り入れた活性化ビジョンを取りまとめ、その実現に向けて取り組んでまいります。

次に、市街化区域内の宅地開発事業についてどの地区をどのように開発するかについてですが、本町の宅地造成事業では、須走緑ヶ丘地区をはじめクルドサック16の南藤曲地区など、合計で104区画の宅地造成事業を実施してまいりました。

今年度につきましては、市街化調整区域の大胡田地区で、おおむね9区画の整備を実施する計画であります。

市街化区域内の宅地造成事業については、具体的な計画はありませんが、本年7月末に都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事の竣工により、宅地化の促進が図られるものと考えております。

次に、総合計画の策定に伴い、都市計画マスタープランや国土利用計画などをどのように改正していき、また総合計画とのマッチングはしていくのかについてであります。都市計画マスタープランは、おおむね10年から20年後の目指すべき都市の将来像と、土地利用や道路、公園などの都市施設の整備方針及び今後のまちづくりの道筋を示すものであり、本マスタープランは平成27年3月に改定しており、次回の改定につきましては令和17年度を予定しています。

また、第2次小山町国土利用計画は、平成27年3月に策定されており、その計画期間をおおむね10年としていることから、次回の改定は令和7年3月を予定しております。総合計画、都市計画マスタープラン、国土利用計画の理念は、当然のことながら一致しておりますが、5年後の次期国土利用計画策定の折には、第5次総合計画や都市計画マスタープランの内容等を踏まえて、必要に応じて基本方針等について修正を検討していき、総合計画、都市計画マスタープラン、国土利用計画、互いにそごが生じないように策定してまいります。

次に、今後、都市計画決定に持っていく事業は何を優先的に考えているのかについてであります。現在、都市計画決定を要する業務として進めているものは、企業誘致が進む小山町ふじのくにフロンティアを拓く取組の湯船原地区における富士山麓フロンティアパーク小山、地区計画の都市計画決定を実施していきます。

今後の予定は、本年7月に住民説明会、公聴会を開催し、関係機関協議を経て、12月に案の公告、縦覧を行い、遅くとも令和3年2月までには都市計画決定の告示を行う予定で進めており、その後も新産業集積エリア、上野工業団地で地区計画の都市計画決定を優先して実施してまいります。

また、今後の都市計画税の導入につきましては、区域区分、いわゆる線引きの見直しや、都市計画事業の認可等の進捗状況を踏まえながら、必要な時期に必要な財源を確保できるよう検討してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 3点ほど再質問します。

1点目は、線引きの見直しについて回答を頂きましたが、もう少し調査成果などの具体的な内容などの情報を頂きたかったのが正直なところであります。回答は今までの質問の回答と同じであり、私も理解していますし、私が聞きたい趣旨の回答ではありませんが、今後の線引きの見直しについての推移や途中経過の情報を私共に欲しいと思いますがいかがでしょうか。

そして、もう1点お聞きしますが、昨年9月議会において私の線引きの見直しの質問に対しまして、令和3年度末の完了を予定していると回答がありましたが、本年3月議会の池谷 弘議員の答弁では、令和7年度末の完了予定と言われましたが、なぜ4年も先延ばしになったのか、その変わったいきさつをお伺いします。

2点目ですが、宅地造成事業について回答がありましたが、市街化区域内の大規模な宅地開発

を考えている地区の開発を伺いたかったんですが、残念ながら、具体的な計画がありませんとの答弁で、具体的なものが見えませんでした。菅沼地区の区画整理も、現在、頓挫しています。町長は、本気で小山町の人口増における宅地開発を考えていますのでしょうか。

内陸フロンティアにおける工業団地の新規雇用者などの若者世帯の受皿となる住宅地の確保として、リバーガーデンタウンおやま宅地造成事業推進区域を県で認可を受けたにもかかわらず、町長は、市街化調整地であるので開発を検討する旨言われておりました。やはり、宅地供給事業を早急に進めなければ、企業誘致して雇用を多くしても他市町へ住み、意味がなくなります。

町長にもう一度お聞きしますが、菅沼地区の区画整理事業を継続して行う考えがあるのかと、リバーガーデンタウンおやまについての方向性についての考えを再度お伺いします。

3点目としまして、都市計画決定事業について町長に伺いますが、都市計画決定の導入予定で湯船原工業団地等を実施する旨の回答がありましたが、少し物足りませんので、もう一度確認しますが町内においてその他、町長が考えている都市計画事業はあるのか、お伺いします。

以上、3点再質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問につきまして、私の方からは3点目の都市計画事業の件につきましてお答えをさせていただきます。

この都市計画事業ですけれども、将来どのような町をつくるかということであるというふうに思います。これにつきましては、都市計画マスタープランに、2035年を目標としたマスタープラン、計画があります。これが今の小山町のまちづくりの方向性であるというふうに考えます。いかにこのマスタープランを実現していくかということになるわけですが、これに載っています事業全てを都市計画決定をして都市計画事業で町が実施するということは考えておりません。やはり民間の活力を導入しながら、できる限り公費、町費を投入せずに、このマスタープラン、将来のまちづくりができるということを常に考えながら、都市計画決定をすべきものについては決定をして、その後、事業化するという事になっていくかというふうに思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（岩田幸生君） まず、1点目の線引きについて、今後の推移や途中経過での情報というところでございますが、平成30年度におきましては、区域区分の妥当性検討調査を実施し、線引きの検討箇所につきましては、8か所抽出いたしました。

令和元年度におきましては、小山町の市街化区域編入に関する検討調査業務を行いまして、こちらの方につきましても、7か所を抽出したところでございます。

令和3年度末の完了を予定しているところが令和7年度末の完了予定となった部分につきましては、先ほどのとおり、線引きの見直しにつきましては、平成30年度から都市計画決定者である

県と、市街化区域への編入及び市街化調整区域への逆線引き等、調査内容を含め事前に協議を行っております。

この中で随時見直しで対応できるものではなく、5年に一度の県の都市基本計画の定期見直しに併せて実施するべきものと判断されたため、令和7年度を本町の線引きの見直しに係る都市計画決定の予定時期とさせていただいたのが大きな理由となっております。

2点目の菅沼地区の区画整理事業とリバーガーデンタウンおやまの方向性についてでございますが、まず、菅沼の区画整理につきましては、調査をした結果、減歩率があまりにも高かったため、区画整理については困難と判断したところでございます。

以前答弁でもさせていただきましたとおり、骨組みとなるやはり主要道路につきましては、また幹線道路となる支線道路につきましても、道路事案としてこの事業を進めていながら、市街化区域内の土地の有効な利活用の促進に努めていくことが、特にこの手法について変更等はございません。リバーガーデンタウンおやまの宅地造成事業につきましては、県は優良田園住宅に関する開発行為を審査対象にしていなかったことが大きな原因でもございました。市街化調整区域における地域コミュニティの維持などを目的に、制度活用を検討する市町が、手続の迅速化の観点から、平成27年1月に県の開発審査会の付議案件として追加したところであります。

議員御承知のとおり、リバーガーデンタウンおやまにつきましては、平成28年11月に6地区58ヘクタールが推進区域として指定をされたわけなんですけれども、この開発につきましては、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づきまして、基本方針を策定したところでございます。

町が基本方針を策定したことにより、一戸建ての専用住宅の建設も可能となっておりますので、町は今後こちらの方を開発する予定はございませんけれども、民間活力による導入等も検討して促していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 2点ほど再々質問させていただきます。

リバーガーデンタウンおやまについては、足柄の上ノ原地区は平成30年度末に地権者に説明をし、私が聞いたところによれば、よい感触を得ていると聞いていますので、もう一度町長にお伺いしますが、リバーガーデンタウンおやまについては、やはり進めていただきたいと思いますので、その点の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

2点目は、町長に率直にお伺いしますが、町長は、都市計画税について何年先を見て課税を考えているのか、確認のためお伺いしたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

リバーガーデンの関係でございますけれども、私はやはり先ほど申し上げましたとおり、市街

化調整区域であるということが大前提であります。そういうこともありまして、民間の方が民間活力をここの地に導入して計画をすることを期待しているということでもあります。

2点目の都市計画税の関係でございますが、鈴木議員御存じのとおり、都市計画決定をして都市計画事業認可を頂いてということが大前提でございますので、都市計画決定をするもの、例えば都市施設なのか、あるいは再開発事業なのかということになるわけでございますが、町全体の地区の状況、マスタープランに載っているまちづくりの計画、そういうものを考えながら地区バランスを考えて、必要なものについて都市計画決定をして都市計画事業化。

したがいまして、都市計画決定自体でも、地域の皆様の御理解、関係地権者とか、そういう皆様の御理解を頂く必要がございますし、公聴会、説明会、こういうものも必要でございますので、実際の都市計画事業化というのは何年先になるか分からないという状況でございます。ただ、都市計画の事業化がされた場合には、都市計画税条例を再検討しなければならないという考えは変わってございません。

以上でございます。

○4番（鈴木 豊君） 最後に町長にお願いしますのは、何年までにこのような事業を目標とするなど、町長の自分のマニフェストのスケジュールを提示していただけたらなと要望しまして、私の質問はここで終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） 私は今回、ふるさと納税について質問をいたします。

ふるさと納税については、残念ながら1年間のブランクを余儀なくされました。これまでの町当局の考えも当然あると思いますし、また、国の総務省の指導においても、いささか問題になる点もあったかと感じております。しかしながら、昨年については、その受付ができなかったことは、厳然たる事実であります。

そこで、本年に期待するわけですが、特に今年は、新型コロナウイルスの世界的蔓延から、我が国でも、先月まで学校の全面休校をはじめ、外出の自粛や各種店舗の休業など緊急事態宣言が指定され、解除まで1か月半を要し、経済的にはリーマンショックをはるかにしのぐほどの相当な疲弊を被っております。GDPで比較しますと、直近のピークだった2019年の7月から9月期の水準に戻るには、4年間ほどかかるのではないかと言われております。これらのことから、来年度、町に見込まれる税収は相当厳しいものが想定され、このコロナ禍で各種基金も算出していることから、ふるさと納税については一つの収入のよりどころとなる可能性も考えられます。

そこで、まず1点目の質問ですが、昨年のふるさと納税について1年間のブランクを余儀なくされましたが、間もなくその申請等の時期を迎えようとしております。そこで、今年度のふるさと納税について、その申込み時期、審査、何月からの受付が可能なのかまた、総務省との関係等について問題はないのか、町当局としてはどのように考えているのかをお伺いいたします。

次に、2点目として、過去に問題となった返礼品についてお伺いをいたします。

返礼品は、地元生産品あるいは関連商品で、還元率は3割以下でこれまでと変わらないのか。例えば、地元で生産されたアイスクリームの販売に同企業で発行する商品券はなぜ禁止されているのか。

3点目として、返礼品のうち禁止されたギフト券類を除いたもので、人気の高かったものとその金額について、平成30年度のものについて伺いをいたします。

4点目として、返礼品について、これまでのもの以外で目玉となるような新たなものを考えているか、伺いをいたします。

また、一部報道では、他市でふるさと納税取扱いサイト「ふるさとチョイス」に返礼品なしの「新型コロナ対策支援コース」を設けたとの情報を聞いておりますが、小山町では考えておりますでしょうか。また、最後に、大変厳しいとは思いますが、今回のふるさと納税の目標額はどれくらいを想定しているのか、伺いをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員にお答えをします。

初めに、ふるさと納税の申込み時期、審査、受付、また、総務省との関係等についてであります。

議員御案内のとおり、ふるさと納税制度につきましては、地方税法改正による令和元年6月1日からの新たな制度では、本年9月まで小山町は指定されませんでした。

現時点で、国や静岡県から詳細な連絡は来ておりませんが、一般的に各自治体におけるふるさと納税の申出期間は、毎年7月1日から7月31日までとなっております。その後、審査が行われ、9月上旬から中旬に指定の告示があり、受付、そして指定対象期間は10月1日から翌年9月30日までとなっております。

しかしながら、小山町は、過去の経緯により、本年9月の指定につきましては、総務省の判断ということになります。

総務省との関係につきましては、私が町長就任後の昨年5月8日に総務省へ出向き、謝罪とお願いをしたところであります。また、本年3月にも総務大臣に対し、本町の指定に関して要望書を提出する予定でございましたが、今回の新型コロナウイルスの影響により総務省へ出向くことができなかったことから、総務省関係部署と電話による調整や、静岡県を通じての調整等を行っているところであります。

次に、返礼品は地元生産品あるいは関連商品で、還元率は3割以下で変わりはないかということについてであります。

新たな制度では、総務大臣が定める基準に適合していることが求められております。

基準1として、ふるさと納税の募集を適正に実施すること。これは、返礼品を強調した宣伝広告を行わないこと、募集経費を5割以下とすることなどとなっております。基準2といたしまして、返礼品は返礼割合3割以下とすること。基準3として、返礼品は地場産品とすること。これ

は、区域内において生産されたものであること、区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであることなどの基準が示されております。

また、返礼品等の定義として、返礼品は物品または役務に類するものを規定しており、ギフト券や商品券は金銭類似性が高いものとして、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品とされております。

その他の質問につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 平成30年度の返礼品のうち人気の高かったものは何か、またその金額はについてであります。

平成30年度返礼品のうち、ギフト券以外で人気の高かった返礼品は、アイスクリームの商品券で、申込み数が約6万2,000件、金額は約11億3,500万円。次に、外食産業の商品券で、申込み数が約2万2,000件、金額は約4億6,400万円。次に、布団乾燥機などの電化製品で、申込み数が約1万5,000件、金額は約4億2,200万円。次に、町内12のゴルフ場プレー利用権で、申込み数が約3,000件、金額は約9,400万円。次に、ベッド製造販売会社の枕等で、申込み数が約1,000件、金額は約2億4,000万円となっております。

次に、新たに返礼品に加えるものを考えているのか、今年度の目標金額についてであります。

新たに返礼品に加えるものとしたしましては、農家民宿に宿泊をして収穫体験やものづくり体験などができるものや、小山町の特産品のワサビを加えるなど、新しい返礼品の開拓をしていきたいと考えております。また、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者の意見や要望を踏まえ、当該事業者支援に資するような新しい返礼品の掘り起こしに努めてまいります。

返礼品なしの「新型コロナ対策支援コース」につきましては、寄附者の多様な選択肢にもなることから、今後検討していきたいと考えております。

目標金額につきましては、平成30年度の額を参考に試算すると、寄附金額250億円に対して、ギフト券・商品券以外の地場産品の返礼品の割合が約1.6%、単純計算しますと約4億円となります。本年の税申告の対象となる期間が10月から12月までの3か月間となることから、本年は約1億円を目標額としております。

今後、7月の申出書提出に向け、新たな返礼品の開拓など、返礼品の基準に適合するよう整理を行い、10月からのふるさと納税受付に向け準備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） これまでの答弁につきましては一応了解しましたが、ふるさと納税の根幹に関わる裁判が、実は今、大阪府の泉佐野市と国との間でふるさと納税除外訴訟上告審として、まさに今争われております。これにつきましては小山町にも大きな関係がございますので、再質問をいたします。

先日の6月2日には、最高裁第3小法廷において、泉佐野市側は「市を狙い撃ちにした除外決定は裁量権の濫用」、国側は「制度の基準に適合しないのは明らか」とそれぞれ主張し、結審しました。判決は6月30日のことですが、新聞等によりますと市が逆転勝訴する可能性があるとは報じられております。

経過をたどりますと、2019年3月、国は地方税法を改正し、「返礼品は寄附額の3割以下の地場産品に限る」との基準を明記、4月には、同法に基づいて2018年11月まで遡って寄附の手法を審査し、「基準に従わない自治体は除外する」と告示。2019年5月、泉佐野市や小山町など4市町の除外を決定したわけでございます。それから、6月からふるさと納税の新制度がスタートしました。

まさに裁判では、この平成18年11月まで遡ったことについて争われておるわけですが、これまでの慣例を見ますと、お互いの意見の聞き取りをやり、ほとんどが高等裁判所裁判における判決が覆るというのが四大新聞に載っておりました。したがって、これはまだ30日ですのではっきりしないわけですが、多分、泉佐野市側が私は勝つのではないかというふうに考えております。

そこでお伺いするわけでございますが、町長が就任時発言していたふるさと納税に対する町長のコンプライアンスについて、総務省の考えと同じでしょうか。また、裁判の結果、国側勝訴の場合は現状と変わらずの状況かと思いますが、もし国側敗訴の場合、どのようなことが考えられるのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目のコンプライアンスに関わる考え方でありますけれども、就任したときの考え方と変わりありません。総務省の基準に適合した申請を行ってまいります。

2点目でございますけれども、今結審をしたという泉佐野市と国との争いでございますけれども、国側敗訴の場合どのようなことが考えられるかということでございますが、他の自治体の係争でありまして、新聞報道以外に情報が入ってきておりません。具体的に把握しておりませんので、お答えは控えさせていただきたいというふうに思います。

なお、町といたしましては、係争の動向にかかわらず、現在の国が示しております指定要件を満たすように見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

確かにまだ想定段階ですので町長の考えがまとまっておらないかと思いますが、私は、でき得れば、もし国が敗訴の場合は、他の4市町と共同歩調を取っていただけたらなと思っております。必要ならば、除外を受けたことに対して何らかの補償を国側に要求するようなことまで

やっていいんじゃないかと、このように考えておりますので、申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） このたびの新型コロナウイルスの影響により被害を受けられました多くの町民の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、観光資源の新規開発について質問をいたします。

本町は、首都圏から比較的近く、自然豊かな町として知られていますが、今後の観光資源策としては、さらに名産品の開発や名所等の新規開発がまちおこしとして重要な課題と考えます。

現在は金太郎の生誕の地としてアピールしていますが、既に隣の南足柄市も同様に金太郎の生誕の地として有名となり、さらに全国では20か所以上の自治体が金太郎とゆかりのある地と主張され、観光資源としています。

グローバル化した近年、訪日外国人に観光アピールするには、金太郎の生誕の地のみではなく、日本の象徴でもある富士山を更にアピールすべきと思われます。特に、富士山に近い町ではなく、頂上までが小山町であることを大いに主張すべきと考え、富士登山だけではなく、山を眺めながら数時間で楽しめるようなハイキングコースの開発もこれまで以上に必要と思われます。

また、十数年ほど前に開設されました富士箱根トレイルについても、首都圏からの交通アクセスのよいルートの開発や、足柄城址跡や、珍しい山野草のサンショウバラ、ヤマシャクヤク、ミツバツツジなどの群生地がルート上にあることは、首都圏からのハイカーには観光資源として大いにアピールできる要素と考えます。

また、小山町の発展の歴史には欠かせない富士紡績様より受け継いだ豊門公園、西洋館、森村橋などの文化遺産の整備が昨年度も行われ、今後の本町の観光資源としては重要な施設であることが期待されます。

さらに、以前はB級グルメの開発として地場産の米を使ったオコゲの試作が行われていましたが、最近は全く聞かれない状況です。近隣の市町では、富士宮やきそばや御殿場みくりやそば、みしまコロッケ等の地場産の開発が盛んに行われ、多くの場所で市販され、観光の目玉として貢献しています。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、まちおこしには工場等の企業誘致も重要であります。本町の観光資源は、今述べましたように、更に開発することにより豊富であると思われます。今後の新しい観光資源についての所見をお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田治和議員の御質問にお答えをします。

観光資源の新規開発についてであります。町では、町民が将来にわたって希望と誇りを持ち、来訪者とも満足感を共有し合えるまちづくりに取り組んでいくため、行政や観光業者だけではな

く、町民全体が主役となる観光の推進を目指して、平成25年3月に観光振興条例を制定いたしました。これに基づきまして、平成27年3月には観光振興計画を策定し、「小山町へおいで！世界から」をスローガンに、観光交流人口500万人を基本目標に掲げ、富士山交流観光プログラム、元気賑わい観光プログラム、観光インフラ整備プログラムの三つの基本方針を定めております。計画には、具体的施策を着実に進めるためのアクションプランが設けられ、PDCAサイクルに基づいた評価検証を毎年繰り返しながら進めることとなっております。

具体的な事業について何点か御説明いたしますと、まず、富士山交流観光プログラムの施策として、須走口五合目インフォメーションセンターの整備を環境省とともに進めており、令和4年度から供用開始の予定となっております。また、五合目周辺観光の充実を図るため小富士遊歩道整備事業にも着手しており、今年度中に関係機関との協議や許認可手続を終え、令和3年度には整備を実施する予定であります。

続いて、元気賑わい観光プログラムといたしまして、金太郎生誕の地であります金時公園を再整備したほか、富士箱根トレイルについては継続的に充実を図り、トイレの設置やコースの新設・補修等を行うとともに、通常のハイキングバスに加え、サンショウバラの開花時期にはバスを増便する等、その活用を促進しております。また、登録有形文化財であります豊門公園、森村橋につきましても、平成29年度から再整備に着手し、今年3月には全ての工事が完了しております。今後は、この近代遺産を成美地区の中心的なスポットとして活用するだけでなく、当公園内で実施している「もみじ祭り」につきましても、令和3年度からは芸術と歴史に触れるイベントとしてプログラムを一新し、文化観光の推進につなげていく考えであります。

続いて、観光インフラ整備プログラムにおきましては、公共交通で来町される方の玄関口としてJR駿河小山駅前の旧観光案内所及び足柄駅舎を改築整備しました。インバウンド対応の強化策として自動翻訳機を導入し、外国人観光客への案内も充実してまいります。また、特産品製造拠点整備事業として実施した農村活性化センターふじあざみの改修工事により、特産品の開発・製造能力が飛躍的に向上したことから、道の駅のみならず、ゴルフ場、ホテル、パーキングエリア、農産物直売所などへ展開し、6次産業化の拠点として実績を上げております。

議員御発言のとおり、小山町はすばらしい観光資源に恵まれており、これらを総合的に活用するためにも、観光振興計画の着実な実施が必要であります。今後も評価と検証を重ね、アクションプランに基づいて精力的に進めていく所存ではありますが、一方で、東京2020大会の延期や夏山登山が中止となるなど、新型コロナウイルスの影響を考慮した施策も実施しなければならないと考えております。例えば、富士山の眺望スポットを車や自転車で巡るモデルコースの紹介、密にならないハイキングの提案、農商工連携によるさらなる特産品の開発やインターネットによるお取り寄せサイトの充実など、新たな生活様式に即した観光の在り方をいち早く発信していくことも重要であります。

加えて、富士山麓の豊かな自然を活かしたスポーツツーリズムの拠点を整備することにより、

夏山シーズン以外の交流人口の拡大を図るとともに、駿河小山・足柄の両駅、豊門公園、二つの道の駅やあしがら温泉等の拠点施設を連動させ町内での回遊性を高めることなど、商工会や観光協会と十分に連携し、多角的な視野を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） それでは再質問します。

今、答弁がありましたように具体的なことも示されているわけなんですけど、まず富士山の五合目周辺の観光事業は、私は大変重要ですし、ほかの富士吉田口とか富士宮口に比べて須走口というのは、もっと整備する必要があるということを前々から思っております。ただ、富士山については、どうしても若者が主体で、中高年の方がなかなか来にくい場所です。そのためには、先ほど私が申しましたように、富士箱根トレイルの整備ということを主張しているわけなんですけど、これから三つほど質問をいたします。

まず、富士箱根トレイルは、香港に拠点を置くNGOオックスファムが、箱根から山中湖までのトレイルコースとして設定したと私は承知しております。しかし、現在は、昨年10月12日の台風19号の上陸により、不老山周辺のハイキング道と大沢林道沿いのハイキング道は通行不能な状況で、全く今のところでは修復困難な状況とされております。せめて私は、このハイキング道の方も駿河小山駅までのルートを中心に早めに修復して、早くここだけでも通れるようにしていただけることを願っております。

この不老山周辺のハイキング道というのは、首都圏でも名称が「不老山」ですので一度は登ってみたいという中高年の方が大変多いと聞いております。ぜひこの不老山の周辺、既に谷峨寄りというか、山市場寄りの方のルートは整備されておりますが、小山寄りのルートは生土を通る道しか整備されていません。湯船、柳島両方は今のところ通行不能ということになっております。

それと2点目ですけど、籠坂峠から不老山を越え駿河小山駅までのルートは、大変健脚でなければ無理なルートなんです。先ほど申しましたように、中高年の方を対象に考えますと、その途中の明神峠から上野まで、または富士霊園からのルートを新しく開発して、さらに御殿場駅へバスで帰ってもらうとか、またはホテルもだいたい小山は充実してきたものですから、日帰りじゃなくて、宿泊してハイキングを楽しんでいただけるようなルートを新しく開発すべきじゃないかと思われます。これについても意見を伺いたいと思います。

3点目の、先ほど申しましたように、西洋館等の文化財の今後の活用ということですけど、散策ルートをつくり、富士紡遺産を町外の方にアピールするには、やはり1時間か2時間ぐらいの散策コースの設定を新しく開発すべきだと思います。以前、JR東海さんの方で行っています「さわやかウォーキング」では、足柄駅から駿河小山駅までのウォーキングを企画されてやった経緯もあります。

今後、例えば駿河小山駅に降りて、豊門公園または森村橋を通過して、最終はあしがら温泉に入

って足柄駅から帰宅してもらおうというようなルートを新しく開発したらいいかかと思います。

この3点について、意見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の富士箱根トレイルの中の不老山周辺の修復ということでございますが、こちら
も富士箱根トレイル推進協議会と協力をしていきながら、早い復旧を考えていきたいと思います。

2点目でございますが、全線43キロございますけれど、ここを一気に歩いてハイキングするとい
うのはかなりのハードスケジュールになるかと思われるので宿泊施設等を設けたらどうかとい
うことでございますが、そういうコースも今後設定していきたいと考えてございます。

三つ目でございますが、文化財の活用ということでございますけれど、こちらで民間で、JR
でございますけれど、毎年「さわやかウォーキング」というのが開催されてございますので、そ
ちらと共同しながら、協力を得ながら、コースの設定をして、町内外の方へ御紹介できればとい
うふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 答弁を伺いまして、不老山周辺の方は早い修復をしたいということで、ぜ
ひ修復を急いでいただければと思います。

あと、籠坂峠から不老山を越えて小山駅までのルートは大変健脚でなければ無理だというよう
なことで私は先ほどお話ししましたが、特に観光ということを考えますと、中高年者を対象に
ある程度考えた方がいいと思われます。やはりお金を町に落としていただけるのは若い方よりも
中高年齢の方が多いわけですから、お土産等も今後考えながら、また駅前にできます交流センタ
ーの方も、今はオリンピック・パラリンピックの自転車競技向けに一応考えているとは思いま
すけれど、今後やはり観光面を重視して、中高年者がくつろげるような方向にぜひ持っていつて
いただけることを願います。

あと、西洋館等の文化財については、さわやかウォーキングということでお話がありましたけ
ど、もう一つ言い忘れましたけど、最近やはり足柄地区の竹之下合戦については、大変歴史的に
も有名な事実です。ですから、所領の白旗神社の周辺だとか、竹之下の足柄合戦についてもう少
し町でいろんな資料も集めてやっていただきたいのと、もう一つ、先ほどのルート上に足柄城址

がありますからということをおしは申し上げましたが、お城ブームでだいぶ足柄城址についても関心を持っている方が、特に今首都圏に多いと思いますので、その辺りも文化財の担当の方には、もう少し分かりやすいパンフレットを作ってやっていただければと思います。

あと、再々質問の内容になるわけなんですけど、ちょっと私の方から提案をしていきたいと思っています。

四つほど提案があるんですけど、まず、今後の小山の観光、観光資源の新規開発ということで、一つ「ダイヤモンド富士」という聞き慣れない言葉だと思いますけど、写真愛好家には大変喜ばれている、好まれていることです。特に小山町については、3月から、途中6月、7月、8月あたりは見えないんですけど、10月までこのダイヤモンド富士が見れます。これは、ちょうど富士山の頂上に太陽が沈む時間帯が、小山町のどこかしらの場所でこの光景が見られるわけです。ですから、地元の愛好家の方は、これを好んで山の上の足柄峠の方に撮りに行ったりとか、明神峠の方に撮りに行ったりとか、いろいろやっております。既にこれは、神奈川県のアノ市では、ダイヤモンド富士が見れるということでパンフレットまで用意されています。

地元の写真愛好家に聞けば、何月何日にこの場所でダイヤモンド富士が見れると。小山町は地形的にちょうど富士山の東側にあるということで、大変今後、観光の資源としてアピールすべき点だと私は思われます。まず、この点について、今後考えがあるのかどうかをまず伺います。

2点目ですけど、徳富蘇峰、徳富蘆花のお兄さんに当たるジャーナリストなんですけど、今、山中湖村にその記念館があります。生前、徳富蘇峰は山中湖に別荘があったらしくて、度々、先ほど申しましたように、籠坂峠から不老山までのルートを歩かれたそうです。特に世附峠近くの樹下の二人という場所、今サンショウバラの丘とか、そういうような言い方もされていますけど、あそこで休憩されて、下まで下りて、またお帰りになったということも私は聞いておりました。ですから、徳富蘇峰のゆかりのある地だということをもっと観光の面でもアピールすべきだと思います。山中湖村は既に記念館を有料でやっておりますし、そういう面についても、今後観光の新規開発としてアピールすべき点じゃないかと思われますので、その点について意見を伺いたいと思います。

三つ目になりますが、皆さん、よく御存じのとおり、葛飾北斎の「富嶽三十六景」という版画があるわけなんです。これは今、世界的なオークションでも一番高値がつくような大変世界的に有名な浮世絵なんですけど、この中に2点ほど小山町にゆかりのある場所があるんです。

それをちょっと紹介しますと……。

○議長（池谷洋子君） 岩田議員に申し上げます。もう少し端的に再々質問を。しっかりと要旨を踏まえて、もう少し短く質問していただきたいと思います。

○9番（岩田治和君） はい、分かりました。

ここの16番目の「甲州三寫越」というのがあるんですけど、その解説者の説明書には、「三寫越とは、甲州から御坂、富士吉田を通り籠坂峠を越えて御殿場から三島へ抜ける道をいう。途中、

河口湖や山中湖の湖畔も通るが、本図は甲斐と駿河の国境、籠坂峠辺りの起伏に富んだ尾根道から富士山を望んだところであろう、そういうふうなことが書いてありますので、これは確実に籠坂峠は小山町の領域になる場所だと思われます。ぜひこの辺ももう少し町当局として研究していただきたいと思います。

もう一つ、46番目の「諸人登山」というものがあります。これは「富嶽三十六景」全46図のエピローグと目すべき富士山頂の図です。私が見るには、これは須走の登山口を通過して富士山頂に至るルートだと思われます。この点についても、今後、観光資源として大変役に立つ浮世絵ですので、観光課としてもちょっと研究していただければと思います。

○議長（池谷洋子君） 岩田議員、質問の論点をよく集約して発言をしていただきたいと思います。

○9番（岩田治和君） はい、分かりました。

もう一つ伺います。四つ目ですけど、もう一つ、小山町の中には滝が大変多いわけです。細かく言うと、やはりちょっと長くなっちゃいますので、中でも珍しいイワタバコの群生地がその滝にありますので、その点についても研究していただければと思います。

細かいところが分からなければ私のところに資料がありますので、また改めて来ていただければ私は全部紹介したいと思いますので、取りあえずその4点についての答弁をお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） まず、1点目の「ダイヤモンド富士」につきましては、情報収集しながら観光スポットとしてそういうところを紹介できればというふうに考えます。

2点目、徳富蘇峰につきましては、ゆかりの地があるということで、文化的な面から研究・検証して、観光資源として活用できればというふうに考えます。

三つ目の葛飾北斎の版面を活用してということでございますが、こちらもやはり文化財と結びつけながら、観光資源として活用できていければというふうに考えます。

四つ目なんですが、ちょっと何とかの滝というのは分からなかったんですが、議員の方にまたその辺の御提案を伺いに行きたいと思います。

以上でございます。

○9番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 本日は1点、町長のリーダーシップと政治姿勢についてということで質問をさせていただきます。

昨年の統一地方選挙からはや1年が経過いたしました。町長におかれましても、県議から町長に就任され、町民は期待していると感じているところであります。我々議会も若返りを図り、住民の代表としてよりよいまちづくりを進めるために尽力しているところであります。

今年に入り中国の武漢市から新型コロナウイルス感染症が発生し、世界中に蔓延していると言っても過言ではございません。幸いにして町では感染者は出ておりませんが、町の経済に大きな爪痕を残

しているところでございます。

国は新型コロナウイルス感染症について、私権制限を伴う緊急事態宣言を解除し、社会経済活動を段階的に緩和する方向性を提示いたしました。さきに申したとおり、我が町においても全町民が何らかの形でダメージを受け、いまだ混沌とし、経済状況も低迷し、新しい生活様式が求められる中、様々な問題が山積しているところでございます。

町では、昨年12月末の産業廃棄物処理問題、そして今回の新型コロナウイルス感染症と連続して非常事態となりました。このような時期だからこそ町長はリーダーシップを発揮し、自らの言葉で町民に語りかけることが最も必要だと認識しているところであります。

次の事案を例に挙げて町長の考えを伺います。

まず、最初に産業廃棄物処理問題についてでございます。

この問題は、多くの町民から説明を求められ、また様々な御意見を頂いているところであります。昨年末の12月26日、27日両日にかけて担当部課長が議員宅を回り概要説明を行い、我々は初めて認識した次第であります。その後、年末年始休暇になり、1月6日朝刊報道により詳しい状況が掲載されました。同日午後に町長は報道に対し緊急会見を開き、その後に議会に対しての説明となりました。

二つ目の事例でございます。コロナウイルス感染症防止対策による対応時の協力金についてでございます。ここでも、さきに述べた産業廃棄物事案と同じことが起きました。議会に対しての説明や協議もなく進められたので、私は、4月30日の臨時議会においてプロセスの問題としていかなものかと質問したわけであります。そのときは、緊急危機事案であり、他の市町がいろいろな対策を打ち出している状況の下で、町民にいち早く町の態勢・対応を知らせたかったとの答弁がございました。

三つ目の事例でございます。当初予算についてであります。当初予算も同様に2月18日朝刊報道により知りました。当日（18日）午前中正副議長への説明があり、その後、議会運営委員会がありました。毎年のことですが、プレスリリースは議会運営委員会で承認された後の当日、すなわち18日であります。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

まず、最初に、予算が絡む事案であるので、緊急で非常事態であればこそ速やかに二元代表制の一翼を担う議会に説明する必要があるのではないかと考えます。また、特定の新聞だけに情報提供するのではなく、プレスリリースすべきではなかったのか、町長の考えを伺います。

二つ目の質問でございます。コロナウイルス感染症防止対策において、他の市町の対応が早く、町も町民にいち早く伝えたかったと述べられております。そうであれば、さきの質問と同じように、議会への説明やプレスリリースにより、また緊急会見で御自身の声で伝えるべきではなかったのかと考えます。町長の考えを伺います。

三つ目の質問です。当初予算は前項と異なり緊急性がございません。なぜに議会への説明やプ

レスリリースより先に特定の新聞報道があったのか、伺います。

以上3点伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをさせていただきます。

渡辺議員の御質問は大きく3点ございますが、それぞれ関連性がありますので、併せて回答をさせていただきますと思います。

議員御指摘のとおり、二代表制の趣旨から予算に関しましては、地方自治法にも規定されているとおり、普通地方公共団体の長の権限は「予算を調製し、及びこれを執行すること」であり、また、議会の権限は議決事項として、その「予算を定めること」としております。今回、議員から御指摘を受けております一連の事柄につきましては、議員の皆様、ひいては町民の皆様に不信感を抱かせかねない結果を引き起こしてしまったことに対しまして、町長として深く反省し、この場をお借りいたしましておわび申し上げる次第でございます。今後は二度とこのようなことがないよう、議会の皆様、そして町民及び報道機関の方々に対しまして、しっかりと手続を踏みながら適切な情報発信をしまいたいと考えております。

また、今回のコロナ対応のように、真にやむを得ない緊急性の高い事案が発生した場合には、昨年度から導入し、既に議員の皆様へ配付をしておりますタブレットを有効活用しまして、必要な情報を迅速にお知らせしてまいりたいと考えております。

もう1点、プレスリリースよりも先に一部新聞報道があるという御指摘につきましては、町長という立場上、公式な記者会見とは別に、通称ぶら下がり取材というものを受けることがございます。その場合でも、常に「まずは議会への御報告が先である」、あるいは「議会の承認が得られれば」ということを前置きして記者の質問に答えておりますが、それが記事になるとときには、その前置き部分が削られて記事になってしまうということがございます。このようなことが、ややもすると議会軽視との誤解を与えかねない結果を招いていることから、今後は公式な記者会見はもとより、ぶら下がり取材に対しましても、その発言内容には細心の注意を払ってまいります。

また、基本的に月に1回開催しております定例記者会見のほか、状況によりましては緊急記者会見という形で随時開催をしまいたいと考えておりますが、その際にも、先ほど御説明申し上げました、タブレットの活用により、会見前に議員の方々に対しまして情報提供をいたします。

さらに、案件によっては、プレスリリースの前に必要に応じて臨時の議員懇談会等の開催をお願いするなど、適正かつ適切な手順を踏みつつ、必要な情報がいち早く議員の皆様、そして町民のもとに届くよう配慮してまいります。

改めまして、この新聞報道の件に関わりますこれまでの私の発言及び対応等につきましては、反省をいたしますとともに、今後は、先ほど申し上げましたような適切な対応をしまいたいので、御理解よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再質問をいたします。

3件の質問でございましたが、分かりやすく併せての答弁を頂きましたので、再質問も併せての質問とさせていただきます。

プレスリリースよりも先に一部新聞の報道について、公式な記者会見とは別に通称ぶら下がり取材を受けることがあると答弁されました。その中で情報提供があったのでしょうか。その状況において、報道に「まずは議会への報告が先である」とか「議会の承認が得られれば」ということを前置しての発言であったと答弁されました。しかし、同様のことが3件も続いているわけなんですね。同じようなことが3件も続いているにもかかわらず、同じスタンスで臨まれていたのでしょうか。

町長は、選挙公約に「コンプライアンス条例の策定」を掲げていらっしゃいます。コンプライアンスには、「法令を遵守すること」に加え、「法律として明文化されてはいないが、社会的ルールとして認識されているルールに従って諸活動を行う」との意味がございます。

そこで伺います。町のトップとしてコンプライアンスは守られていたのでしょうか。トップに立つ者であれば、自らが率先するのは当然のことだと考えます。町長の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、今回の事案につきましては、コンプライアンスの意識に欠けていたというふうに反省をしております。情報を伝える順序というものは重要視しなければならないことであると認識をしておる次第でございます。今後、御指摘のようなことがないようにコンプライアンスを遵守し、適切に対応してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再々質問ではございませんけれども、今回この質問を取り上げました。これは、やはり当局と議会というのが二元代表制の立場で考えて、町をいかにしてよくしていくか、ここの根本だと私は考えているんです。ですから、ここであえて質問したわけですけども、今後、本当に当局と議会が力を合わせ、町長が日頃申されているように、幸福度日本一のまちづくり、これに臨んでいただきたい。我々も微力ながら尽力いたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） まず初めに、近年私達が経験したことの無い異常事態をもたらした新型コロナウイルスという見えない敵と日々戦い、私達の日常を守ってくださっている医療従事者の皆様、そして、ここにいらっしゃる役場職員の皆様、全てのエッセンシャルワーカーの皆様が命をかけてこの難関に日々挑んでくださっていることに、心から感謝の意を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは世界中にその猛威を振るい、世界202の国と地域で600万を超える感染者数を出し、死者数も36万人を超えました。緊急事態宣言前の感染の勢いは抑えられたものの、いまだ国内でもその脅威はとどまることを知らず、緊急事態宣言解除後もその感染者数を増やし続けています。近隣の市町においても、沼津市、三島市、長泉町、清水町などで感染が確認されております。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ここ小山町も文部科学省からの要請に基づき、町内小中学校に臨時休校措置が取られ、その臨時休校は当初の予定を大幅に超え、5月31日まで延長されました。その後、ならし登校などを行いながら、本町は無事6月1日より本格的な学校の再開を始めることができました。約3か月に及ぶ臨時休校を経た今、学校の今後に関して一括質問一括答弁方式で数点質問をさせていただきます。

まず一つ目に、休校による授業時間を取り戻すべく、夏休みを例年より22日間短縮させ、冬休みも2日間短縮するなど、不足した各教科の授業時間数を補うため対策案が出されました。夏休み・冬休み以外にも学校行事の工夫や土曜授業の採用など、学習以外の子ども達が楽しめる行事なども含め、今後どのように調整されようとしているのかお答えください。

二つ目に、第2、第3の感染の波が押し寄せ、再度休校を余儀なくされた場合、どれくらいの休校猶予日数があり、どのように授業の調整を図ろうと考察されているのかお答えください。

次に、感染拡大防止策として、どのような策を各学校へ講じさせているのか、また、サーモグラフィ設置導入に関して伺わせていただきます。

現在、学校へ通う子ども達を守るべく、そして学校へ継続して通えるよう、各学校がそれぞれの状況に合わせた感染防止対策ガイドラインを作成し、それを先生方が実行してくださっていると伺っております。感染対策防止策としてどのような策を各学校は講じているのか、お答えください。

また、感染を防ぐための学校内での対策はもちろんのことですが、いかにウイルスを学校内へ持ち込まないかも大変重要な鍵となると考えております。感染防止の観点からも各学校へのサーモグラフィ設置導入を検討し、感染確認の鍵となる体温を家庭で測るだけではなく、学校側の対策としても利用していくことが感染防止につながると考えますが、町はその点をどのように考察されているのか、お答えください。

最後に、オンライン授業の取組の進捗状況、並びに今後の展望を伺います。

10年ぶりに改訂された学習指導要領にも「プログラミング教育」が明記され、ICT環境の実現が求められています。そのような中、小山町は2019年に約2億8,000万円を投じ、小学4年生から中学3年生までの各生徒が端末を持てるよう1,126台を購入し、ICT授業にも取り組むなど、文部科学省が提案するGIGAスクール構想に向け大変先進的な取組が行われています。

さらに、今回の自粛中には、実際にタブレット端末を利用し、他市町を先駆け、中学生はオンラインによる「朝の会」を実施いたしました。実際にオンラインにおける朝の会を見学させてい

いただきましたが、初めてとは思えないほど進行はスムーズに行われ、生徒達と先生が画面を通じてタイムリーにやり取りをしているさまは、新しい学びの幕開けを強く感じさせるものでした。

オンライン授業実現に向け御尽力いただきました関係各位には、厚く御礼申し上げます。ぜひこの成功をゴールとせず、今後更にICTを活用した学習活動の充実を図っていただき、学校再開に伴いその勢いを収束させてしまうのではなく、第2、第3の感染の波が押し寄せ、いつまた休校という不測の事態に陥ったとしても、子ども達の学習を継続できるように調整しておくことは大変重要であると考えます。

また、持病や疾患を持ち、コロナの感染リスクが高い児童の確認状況、並びに今後そのような状況に生徒が陥った場合、児童へどのような不安軽減対策や、登校が困難な生徒に対してオンライン授業を実施する予定でいるのか、当局側の考察をお答えください。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小林議員にお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染防止対策により影響が生じた学校の今後の対策に関してのうち、不足した授業日数を補うため、夏休み・冬休みの短縮を含め、どのような検討をされているのか、また、今後感染に伴う休校を余儀なくされた場合、どのように対応されるのかについてであります。

文部科学省が定めている学校の標準授業時数は年間1,015時間であり、1週間に29時間授業すると、日数にすると175日間になります。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月末まで35日の臨時休校となったことから、夏休みを22日間、冬休みを2日間短縮し、年間187日の授業日数を設定し、教育課程を組むこととしました。このことにより、文部科学省が定めている標準授業時数を上回る対応をしています。そのため、土曜授業は現在のところ計画しておりません。

さらに、各行事につきましても実施方法を工夫し、運動会や卒業式なども規模を縮小し、練習時間も効率よく、子どものための心に残る行事にしていきたいと、町校長会でも現在話を進めているところであります。

また、今後、感染状況により臨時休校となった場合につきましては、文部科学省からの通知などにより対応が示されると考えております。その文部科学省の指導を基に、児童生徒の学びをどのように保障していくのか、駿東地区教育長会や町校長会で協議、検討していくことになるかと考えております。

何よりも、一人一人が「うつらない、うつさない」を合い言葉に、感染を拡大しないよう心がけて生活していくことが大切だと考えております。

次に、学校では、感染防止策としてどのような策を講じているのか。各学校へのサーモグラフィ設置が必須と考えるが、どう考えているのかについてであります。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会をつくるためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要であると考えております。

基本的な感染症対策として、登校前の検温などの健康チェック、マスクの着用、手洗い・うがい、換気の徹底、3密を避けるなど、感染防止対策を徹底していきます。

また、各学校では、登下校、授業、給食、休み時間、清掃活動、部活動など、具体的な活動場面ごとに学校医とも相談し感染防止対策を立て、各学校の実情に合わせたガイドラインを作成しております。給食につきましても、飛沫を飛ばさないように、学年ごと時間をずらしてランチルームを利用したり、余裕教室を活用したり、向かい合わせに座らないこと、会話を控えるなど工夫をした対策を実施しております。

また、サーモグラフィの設置についてであります。現在のところ導入することは考えておりません。学校での児童生徒の健康観察は、今までどおり、各家庭での検温が重要だと考えております。児童生徒は、毎朝検温し、チェックカードに記入してから登校します。新しい生活様式の中にも朝の検温を欠かすことはできません。保護者が自分の子どもの健康状態を把握すること、また、家族に発熱、せきなどの症状がある場合などには、子どもの登校を判断することにもつながります。保護者、各家庭と協力しながら、感染防止に努めていきたいと考えております。

次に、オンライン授業の取組の進捗状況と今後の展望について、また、感染リスクの高い児童の確認と不安軽減や、登校が困難な児童生徒のオンライン授業実施の有無についてであります。

オンラインで使用するタブレットにつきましては、中学生を対象に、自宅等に持ち帰っても利用できるように5月中旬までに設定変更を実施し、順次、学校と家庭等をオンラインでつなぎ、試行的に朝の会などを実施しました。今後、使用後の問題点を検証し、本格的な活用に備えていきます。さらに、小学校におきましても中学校と同じ環境を整備していく予定です。また、御家庭に通信環境がない児童生徒への対応や、校内でのグループワークでの快適な使用を視野に入れ、モバイルルーターも整備していく予定であります。

持病や疾患があり感染リスクの高い児童生徒についてですが、学校では毎年、年度初めに健康カードの記入確認をしております。そのカードも含め、最近確認した中で町内には該当する児童生徒はおりませんでした。今後、そのおそれがある児童生徒が出ました場合には、保護者と十分に話し合いをして、主治医の見解も確認の上、学校医にも相談しながら、連携して対応していきたいと考えております。

オンライン授業の実施につきましては、先ほど申し上げたとおり、中学校での試験的な運用などにより研究しているところであります。校内でも十分に使いこなせるようになり、活用できる環境も整えたりすることによって有効活用ができると考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 数点お伺いいたします。

まず、授業日数に関してお伺いいたします。

文部科学省が定めている標準授業時数を上回る187日の授業日数を設定されるとのことですが、先ほどおっしゃられていた文部科学省が定めている学校の標準授業時間は年間1,015時間であり、日数にすると175日であるということは、単純に計算しても、今後休校が可能な猶予日数は12日間だという理解でよろしいでしょうか。

次に、サーモグラフィに関してお伺いいたします。

確かに家庭での朝の検温で保護者自身を含む子どもの健康状態を把握することは大変重要です。しかしながら、学校には生徒だけ、先生だけが来るわけではございません。その他納入業者や学校を訪問される第三者の方々などへの対応として、ハンディサーマルカメラや非接触体温計の活用が私は求められるのではないかと考えています。

また、今後、運動会や学校祭など不特定多数が集う行事を開催する予定であるのであれば、これら機器の活用を検討が求められると考えます。また、子どもの体調は大変変化しやすく、朝の検温だけでは不確かな部分があります。生徒が集団で活動する際に簡易的にその場で集団の検温ができる体制を整えておくことは、感染防止の観点からも大変有益であると考えますが、いかがでしょうか。

次に、ICT化におけるオンライン授業に関してお伺いいたします。

小学校においても、中学校と同じ環境を整備していきますとの御回答でしたが、小学校のタブレット設定の変更の進捗状況や、また今後の計画などをお答えください。

また、現在4年生から6年生までは各生徒が保有できるだけのタブレットを小山町は有しておりますが、1年生から3年生までのタブレットはありません。これら学年への購入はいつ頃を検討されているのかお答えください。

また、さきにも述べたとおり、感染防止対策における休校猶予日数は少なく、先ほど教育長からの回答にもあるように、今後は感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが求められます。と同時に、万が一の不測の事態に際して備えておくことも重要であると私は考えます。

今後、休校を余儀なくされたとき、今回の経験を活かし、さらなるオンライン授業の準備を進めていたかどうかで、その後の対応力も変わってきます。正直なところ、オンライン授業は、コロナ対策の自粛がなければここまで急速に発展することはできなかったでしょう。もしかしたら、自粛がなければ、オンライン授業は実施すらされなかったかもしれません。逆を返せば、今だからこそ、不測の事態に際してのオンライン授業に目標を持って取り組み、様々な課題に取り組んだ上で経験を積むことができるのではないのでしょうか。通常のICT授業もちろんですが、オンライン授業というまだまだ国内でも未知である学びに取り組み、そして、今後にかける学びを先生と生徒にどう与える御予定でいるのか。もう少し具体的な教育長の御考察をお答えくだ

さい。お願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） それでは、再質問にお答えします。

現段階での標準日数以外の日数は12日間です。今後の状況によりましては変更となる可能性もありますが、各行事への取組、そして練習時間の短縮などを工夫して実施をしていきます。

さらに、ちょっと専門的ですが、各教科を見通した横断的なカリキュラムの作成を、組替えを今現在も行っているところであります。

それから、ハンディサーマルカメラのことでございますが、非接触型体温計は、既に持っている学校では第三者等の来校時に活用しています。また、全ての学校に必要な数購入する現在予定であります。今後、更に活用していきたいと思っております。

運動会など多くの方が参加する行事につきましては、時間を短縮し行うこととし、保護者の参観につきましても、実は無観客で行うことも現在検討中であります。もし保護者がどうしても参加するという場合につきましては、保護者にも朝の検温をしっかりと、健康をチェックして来ていただくようになります。

子ども達の学校での体調管理につきましてですが、学校は保健室に養護教諭の先生がいますし、授業を担当している教師、そして担任等によって、日々、毎時間、それからいつも声をかけ、目をかけるなどして体調の変化を確認しています。体調が悪いなどというときには、保健室で十分対応し、各学校では発熱した子の待機室まで今現在用意しているところです。

このような心配な中で、現在、学校は大変詳細なガイドラインを作成して、それにのっとって新しい生活様式として取り入れて学校生活を送っております。

6月からまだ学校は始まったばかりなんですけれども、係活動を決めたりしております。こんなことがありました。2年生の子が「3密係」という係を提案し、係活動の一つとなりました。また、3密を避けるための「ぶんぶんぶんの歌」を「むんむん」や「ぎちぎち」などの言葉を使って替え歌にして、意識を図っているようです。見事に子ども達は今という現状を自分ごととして主体的に捉え、生活を人任せにしたりしないで自分達で何とかしていこうと、新しい生活様式を受け入れて頑張っています。子ども達から学ぶことも多くあります。

それから、次に、オンライン授業に関してですが、最初の小学校で使用しているタブレットの設定変更に係る予算は、本定例会に一般会計補正予算（第4号）で上程しているところであります。議決後、速やかに設定変更を行いたいと考えております。

それから、小学校1年生から3年生までのタブレットのことでございますが、現在1年生から3年生は、従来ある学校のパソコンを使って学習することはできています。小学校のタブレットの台数としては、4年生から6年生に1人1台ですが、1年生から3年生も共有して使用できることとなっております。1人1台のタブレット整備につきましては、具体的な時期は決まっておりますが、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、今後速やかに整備していきたいと考え

ております。

それから、「中学校の試験的な運用などにより」というところですが、中学校では、朝の会等を通じて、先生方もオンラインでのやり取りに手応えを感じているところであります。本当にこの短い期間でよくやったなと私は感心しております。

ただし、オンライン授業となると、個別指導的なことはできますが、集団に対して知識を一方的に与えることとなってしまうことが多くなるのではないかと思います。双方向で行う学校の授業を考えると、まだそこまで行くには研究が必要です。1時間の授業を組み立てるだけでも、今回かなりの時間を要することが分かりました。課題は多くありますが、実現可能に向けて、子ども達にとって本当に必要なことは何かを明確にしながら進めていきたいと考えております。

オンライン授業でも実は基礎学力だけを身につけていくことはそれなりにできるかと思っております。もちろん全員がしっかりと画面に向き合い、指示されたことを確実に進めていくことが条件です。相当な集中力が必要です。学校のように、集中力が切れないように、先生にあの手この手で声をかけてもらい、そして進めていく授業とは大きく違います。自らしっかり課題を持って、主体的に学ぶ姿勢が必要です。オンライン授業になっても困らないリテラシーを十分に学校に行ける間に学んでおくことが必要だと考えております。

ただし、オンライン授業だけでは、知識理解はできますが、人としての豊かな心やたくましい体づくりを期待するのは難しいかと考えております。タブレットの学びは、一つの学びのツールとしてこれからは大変大いに学校では役立つものと私は考えております。

学校教育は子どもの発達段階に応じ、集団生活をしながら、集団で学ぶ力を身につけていきます。知識理解、思考力、判断力は受け身の授業では育ちません。友達とともに学び合いながら、自分の考えを持ち、考えを深めていくことが大切です。子どもの発達は、3歳頃から友達を求め、集団で遊ぶことによって人としての力をつけていきます。そして、さらに、ずっと集団で学びながら、より高い社会性を身につけていきます。義務教育が終わる15歳になった頃には、ことわりを身につけ、分別を持った大人へと成長していきます。集団で学ぶ学校教育が大切にされるのは、子どもの発達段階を踏まえた指導が実践されているからです。

オンライン授業をしなくても済むよう、不測の事態が起きないよう、私達大人がこれから常識ある行動をして、そして新しい生活様式を取り入れていくことが、子ども達の学びを保障していくことだと私は考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林議員、再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 特にございません。ありがとうございます。

○議長（池谷洋子君） 次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名は、新型コロナウイルスと大雨強風に備えた避難対策についてであります。

中国より端を発したと言われる新型コロナウイルスは、今や全世界を席卷しており、本邦においても、全国に緊急事態宣言が発令され先月解除されたばかりであります。

また、本町においても、各事業主様に休業の要請、経営支援緊急給付金の実施など、施策を行っているところです。

こうした中、ここ数年の台風などによる大雨強風被害は毎年のように発生しており、昨年の台風19号は町内各地に甚大な被害を与え、いまだ復旧は完了しておりません。

この大雨強風災害から町民を守る対策は、小山町地域防災計画に記載のとおり、各地区の自主防災組織と協力し早期の避難所開設と避難勧告により、住民の被害を最小限に抑えようとするものでありました。

ところが、この新型コロナウイルスにおいては、その対策に「密閉」「密接」「密集」の3密を避けることが求められ、密の集約である避難所はクラスター発生リスクが高く、その運営方法の再構築を余儀なくされているところです。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、現在の避難及び避難所の体制は、できるだけ早期に学校などに指定避難所の体制を整え、多くの方々を誘導する方式であります。密回避のための避難及び避難所の体制はどのように考えているのでしょうか。

次に、避難所の運営は、積極的な収容と集団感染防止という相反する状況が発生します。この集団感染防止は最優先での取組が必要と考えますが、どのような防止対策を考えているのでしょうか。

最後に、地域防災計画は本町の防災の根幹をなす計画であります。新型コロナウイルス対策の視点が当然のごとく欠けています。大雨台風シーズンを控え、最低限「共通対策編」の改定、見直しが必要と考えますが、そのスケジュールと内容につき伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをします。

初めに、コロナウイルスと大雨強風に備えた避難対策のうち、密回避のための避難及び避難所の体制についてであります。

新型コロナ対応の基本となる密回避のための方策としまして、県からの情報提供を参考に、避難及び避難所の体制について検討及び調整を実施しているところであります。

検討の方向性としましては、第一に、避難所へ受け入れる避難者の人数を必要最小限に限定す

ること。第二に、避難所の数、避難スペースを増大することの2点であります。

1点目の避難所へ受け入れる避難者の人数を最小限にすることについては、県の「避難行動判定フロー」では、災害時には、危険な地域にいる方は速やかに避難所へ避難し、自宅が危険な地域でない場合は自宅にとどまり、安全な家屋に暮らす親戚などの家への避難が可能な場合は、親戚の家に避難することを推奨しています。

このため、町では、広報おやま、金太郎メールにおいて、町民の方向けに避難所以外の安全な自宅にとどまることや親戚宅への避難を検討する情報を発信しており、引き続き様々な媒体を通じて周知してまいります。

また、これまでは、町が発令していた避難準備・勧告・指示を広いエリアで示しておりましたが、気象庁や国土交通省から配信される気象情報や洪水危険度メッシュなどの科学的データと、町で承知しているハザードマップなどを組み合わせて、避難勧告などに示す地域を絞り込み、更に避難が必要な区や班の名前を示し、避難される方も一層絞り込むようにしたいと考えております。

2点目の避難所の数、避難スペースを増大することについては、既に町の指定避難所として使用している各小中学校の体育館以外に、学校内の施設や余裕スペースの使用について、現在調整しているところです。

また、災害時の支援協定を結んでいる企業において、避難所の提供を支援内容としている企業もあることから、避難所提供の支援について、確認と協力の依頼を進めております。

避難所の体制につきましては、町の避難所支援班の職員と自主防災会とで密の防止に留意しつつ、避難所運営の体制を取っていきたいと考えております。

他の二つの御質問につきましては、危機管理局長からお答えをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 次に、集団感染防止対策の考えについてであります。

各避難所におきましては、受付で消毒とマスク着用の徹底及び検温を実施し、発熱などの症状がある方は、指定された部屋やスペースにおきまして、ほかの避難者と一定の距離を保ちたいと考えております。

また、県のガイドライン案では、避難者相互の適切なスペースといたしまして、3名の家族に3メートル四方のスペースを配当し、ほかの家族との間に2メートルの距離を取ることを推奨しております。本町では、そのための間仕切り段ボールを各指定避難所におきまして配備を始めております。

次に、町地域防災計画中の「共通対策編」の変更及び再策定についてであります。

本町の地域防災計画は、進行管理といたしまして、毎年防災会議を開催し、計画の変更を行っております。直近では今年3月に会議の開催と変更をしております。

変更の主な内容は、国の防災計画、県の地域防災計画の変更に、町の計画の変更を併せて行う

もので、国、県、町の計画が一貫性を持った形で実施できるように実施をしております。

先日、今般の新型コロナウイルス対応に伴う県地域防災計画の変更について、静岡県に確認いたしましたところ、現時点では未定であるとのことから、本町の地域防災計画の変更につきましては、今後静岡県と連携を取りながら検討をしてまいります。

また、県も3密の回避などの避難所運営体制の見直しを急務と捉えており、現在、県が各市町の意見を踏まえた避難所運営のガイドラインを策定中であるため、策定後は、そのガイドラインを参考にしながら避難所の運営体制を見直してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

まず、3密回避のため避難所受入人数の最小限化や避難準備・勧告・指示の地域の絞り込みという答弁を受けました。

当たり前の話ですけれども、避難は自助が基本であります。しかし、人は危険を感じなければ行動を起こしません。私自身、台風19号のとき、雨が強くなり県道が渋滞して初めて避難の決断をいたしました。

このようなことのないよう様々な媒体を通じて、避難所へ避難、自宅で待機、親戚宅へ避難を周知するわけですが、この後、避難行動の把握はどのようにして行うのでしょうか。人員の掌握なくして避難所の数、広さ、物資など具体的な検討はできません。

また、独り暮らしのお年寄りなどの避難行動は地域の方々の共助にて対応可能と思いますが、従来にないマスクなどの衛生用品の持参も必要となり、公助による防災ISOのような包括的なルールづくりが必要と思います。当局のお考えを伺います。

次に、3密回避のために避難所に余裕を持たせると受入人数に限りが出ます。避難スペース確保のため避難所となる各小中学校の施設の利用や町内企業との連携も大切ですが、自主防災会との協力、避難の容易さを考慮すると、各地区の公民館、コミュニティセンターの増改築による避難所機能の強化や、県営・町営住宅の利用など、近くの公共設備の活用が安心、安全の上で最も望ましいと思いますが、この点のお考えを伺います。

三つ目、集団感染防止対策についてですが、大雨台風シーズンを控え、感染症と自然災害の複合災害が起こり得る状況が近づきつつあります。

全国では「新型コロナウイルスの感染が拡大する中、台風などによる大雨災害が発生する」との想定で訓練を行っている自治体が多数あります。受付での避難者の健康状態のチェックから始まり、熱のある避難者の動線のチェック、そして何より避難所を運営する職員、自主防災会の方々を守る防護服や、避難者の健康の確認など、開設、運営の手順を精査しています。

共通していることは、検温などのため受付作業に予想以上に時間がかかること、多くの避難所に医師や看護師が不在であることなど、今までにない課題が浮かび上がっています。

県内では、藤枝市などが訓練をしています。同市ではこれら問題点を踏まえて、8月を目途に「新型コロナウイルスに対応した避難所開設運営マニュアル」の作成を目指しています。

本町においても、集団感染防止対策で答弁された、受付での検温の実施、症状のある避難者の隔離、3名の家族の3メートル四方のスペースと他の家族との2メートルの確保などが実行可能であるのか、何か見落としはないか、検証を行う必要があります。

自主防災会、消防団、医療関係者、対応する職員等関係各位による密の防止に留意した避難所の体制の確立を目的とした訓練を行い、小山町独自のガイドラインを早急に設けるべきと考えます。国、県がガイドラインを示した後に行動するのは遅いです。

現状では、町民が安心できる避難所の運営、在り方に疑問が残ります。町の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 室伏 勉議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、避難行動の把握についてであります。

本町では、例年、12月に実施する地域防災訓練におきまして、訓練参加者の人数の把握の中で、幼児・小学生から外国人、高齢者等の区分ごとの人数を各自主防災会から電話・防災無線により災害対策本部へ報告していただいております。

このような状況を踏まえ、新型コロナ感染症対応下におきまして、避難者の状況を把握する一つの手段として、地域防災訓練時に行っている報告内容を改善し、例えば在宅避難者、集会場、コミュニティセンターへの避難者、親戚宅への避難者、近隣の企業等への避難者など、これまでの報告の区分を増加して設定し、より正確な避難状況を把握することを検討してまいります。

次に、避難における包括的なルールづくりにつきましてですが、これまでの避難の要領とは異なる避難所運営が必要となることから、非常に重要であると考えております。このルールづくりにおきましては、各学校の避難所の施設管理者、自主防災会、本町の職員の三者が認識をそろえて作成し、その後、町民の皆様への周知が必要と考えます。

危機管理局では、去る6月3日に町内各学校と避難所運営に関する意見交換の場を設けさせていただき、また、6月11日以降に、主に地域別に各区長様との間で、各地区における避難所運営について御意見を頂く場を設定いたします。このような場を通じて、ルールづくりを着実に進めてまいります。

次に、3密回避のための避難所についてであります。

本町では、指定避難所以外に、自主防災会の集合場所を把握しており、その中には、公民館、集会場、コミュニティセンターを指定しているところもあります。これらの施設を、新型コロナ対策の一環として、集合場所としての使用のみならず、今後は避難スペースの一部として活用、検討していきたいと考えております。

また、施設の増改築による機能強化に関しましては、費用もかかることから、必要性につきまして地元と協議してまいりたいと考えております。

また、県営・町営住宅の利用につきましては、それぞれの場所の安全性や居住されている方の状況等々ですので、施設管理者と協議の上、活用が可能な施設につきましては調査検討が必要と考えております。

次に、避難所運営の検証や訓練についてであります。

新型コロナ対応下での避難所運営は、これまでとは異なるため、検証や訓練が必要だと考えております。最近、検証及び訓練を実施した自治体におきまして、感染防止の観点から、自主防災会の参加を避け、職員の訓練参加者数も制限し、十分な感染防止処置のもとに検証を行ったとの情報を得ております。

このようなほかの自治体の訓練状況等を踏まえ、本町といたしましては、災害対策本部の避難所支援要員を対象とした勉強会を今月２回にわたり実施し、まずは避難所支援の職員から新型コロナに対応する避難所運営に関して意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

その勉強会を踏まえ、努めて早い時期に、町職員を中心として避難所のレイアウトなどの検証を行い、町独自の避難所運営ガイドラインの策定を進めたいと考えております。

また、各自主防災会の皆様には、検証結果を適時御報告するとともに、各地区の避難所運営に関する意見交換を並行して行う予定であります。

今後の新型コロナ感染の状況にもよりますが、可能な場合は、自主防災会を含めた避難所開設運営訓練を９月の総合防災訓練時に、また１２月の地域防災訓練において実施することを検討してまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○１番（室伏 勉君） １点、再々質問をさせていただきます。

３密回避のために、公民館、集会場、コミセンに集合場所としての使用だけではなく避難スペースの一部としての活用を進めるため、その増改築による機能強化は費用もかかることから、地元と町とその必要性につき協議をしたいとのことでございました。

昨年１２月定例会の岩田議員の一般質問の答弁の中で、対象１,４００人までのコミセンは対象区の財源で賄われており、町の一般財源から支出したことはない。過去の経緯もあり方針は変えないが、大方の町民の理解があれば検討する余地がある旨の答弁がありました。

今般の３密回避のための公民館などの機能の強化費用の財源はどのように考えておりますでしょうか。各区に費用を捻出する余裕はなく、ワクチンができて、新型コロナウイルスが収まればよいのですが、まだまだ先の話です。対策の時間的余裕もないように思います。事は町民の安心・安全に直結するものであります。町の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 室伏議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど答弁させていただきましたけれども、今回の答弁の内容につきましては、あくまでもコ

ロナと両立させるための避難所運営の在り方について地元と協議を始めたいという中での答えでありまして、予算の概念性、そういったものにつきまして、まだ検討をこれから始めるところでございまして、その辺を御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○1番（室伏 勉君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 私は、通告に従い、新型コロナウイルス感染症に対する町の対応の検証と今後の対策はについて、一問一等方式で質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、本町でも様々な対応策を取ってきたと思います。国内を見ても、完全に感染拡大が終息したとは言えず、北海道や北九州市のように第2波の感染拡大が起こったケースもありますし、東京都も心配される状況が続いています。

しかし、全国全ての都道府県で緊急事態宣言が解除された現時点で、一旦、本町が行ってきた対応策の検証をすると同時に、第2波、第3波のおそれもあるわけですので、今後の対策の方向性について当局の考えをお聞きいたします。

まず、町長に伺います。

全世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症ですが、感染拡大に対する本町の対応は、隣の御殿場市と併せ、比較的迅速に行われたと私は感じています。沼駿地区の御殿場市・小山町以外の自治体は、御殿場市や小山町の取組を見て、追いかけて実施してきた感じがします。

各自治体独自の取組や支援の内容やそのレベルは、上を見れば切りがないわけですが、本町の財政規模や人口、企業立地や個人事業者数等の諸条件を勘案した場合、経済支援等の内容やスピード感はどうだったのか、町長の見解を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをします。

小山町の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、2月26日に対策本部を設置し、その後、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態の宣言があったことから、本町においてこの特別措置法に基づく対策本部に移行いたしました。現在までに9回の本部対策会議を開催し、感染症防止対策として、町のイベントの中止、事業者への休業要請、定額給付金等の対応について決定・実施してまいりました。

具体的には、1,000万円を追加する補正予算を4月7日に専決処分し、経済変動対策資金の貸付けを受けた町内の中小企業者に対する利子補給金の対応をしたところであります。

さらに、4月16日に緊急事態措置の区域が全国に拡大されたことから、町のイベント中止などによる予算を組み替え、財源6,600万円余を確保し、感染症対策備蓄資材の増強、そして休業に御協力いただく町内事業者に対する協力金、経営支援給付金を実施するための補正予算について、臨時議会で御承認いただき、実施をいたしました。

協力金、経営支援給付金の申請及び執行状況につきましては、現在のところ予算の範囲内となっております。

給付に当たりましては、様々な業種への対応を行い、定額給付金の早期支給などもスピード感を持って、ほかの市町に比べましても、きめ細かな対応ができていると認識をしております。

さらに、議員の皆様方にも政務活動費の一部をコロナ対応への財源としていただいたり、町民の皆様の外出自粛や事業者の休業など、感染拡大防止の御協力により、首都圏に接する県境の町でありながら、町内の感染者は発生しておりません。このように、オール小山でしっかり対応していると感じているところであります。

しかし、2月からインバウンドが大きく減少したことからホテルの休業が相次ぎ、さらに緊急事態宣言の期間が1か月を超え、町内経済は大変大きなダメージを受けているものと認識しております。国内そして海外の感染状況が収束し、経済活動が元どおりとなるには長期戦を覚悟しております。このことから、感染状況のフェーズに合わせ、引き続き経済支援を実施する必要があります。

一方、昨年の台風19号による災害など、近年多発する大規模自然災害への備えも継続して進めていく必要もあります。このため、国・県の補助金・交付金の活用、そして事業の中止に伴う歳出の組替えなどによる財源の確保を軸に、基金の設置も検討しながら、感染症対策及び経済対策を実施してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

○8番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、最初に事業者向けの支援のそれぞれの取組状況について、4点お聞きします。

まず1点目は、4月28日から開始した小山町利子補給制度を利用した件数とその特徴や傾向などを教えていただきたいと思います。

次に、2点目ですが、5月1日から開始した小山町新型コロナウイルス感染症対策経営支援緊急給付金（最大10万円）の現時点までの利用者数とその特徴について教えていただきたいと思います。

次に、3点目ですが、休業要請に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（最大30万円）の第1期分と追加実施した第2期分の該当件数とその特徴等を教えていただきたいと思います。

最後に、4点目ですが、国（経済産業省）が行った持続化給付金は、中小法人等は200万円、個人事業者は100万円と大変助かる支援策ですが、町内業者はどれくらい応募があったのか把握できているのでしょうか。もし分かるのであれば教えてください。

以上、4点伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） まず、1点目の小山町利子補給制度の申請件数は、6月8日時点で27件です。また、町の制度同様に、実質無利子・無担保で民間金融機関から融資を受けられる

制度を国が開始しており、この申請件数は49件で、合計で76件となっております。

全申請者数の業種別の平均融資希望額を見ますと、まず、宿泊業が2,760万円、次いで製造業が1,890万円、飲食業が1,850万円、サービス業が1,750万円となっており、全ての業種に新型コロナウイルス感染症の影響が及んでいるものと考えられます。

次に、2点目の経営支援給付金の6月8日時点の交付者数は134件で、交付額は1,327万9,000円です。

業種別に見ますと、飲食業が30%、小売業24%、サービス業20%、製造業10%、宿泊業6%となっており、やはり飲食業への新型コロナウイルス感染症の影響の大きさが見てとれます。

なお、各地域の商工会会員数を分母といたしまして計算した場合の地域別申請率でございますが、須走が44%、足柄31%、北郷25%、小山21%となっており、小山町の地域特性がここにも表れていると考えられます。

3点目でございますが、休業要請の対象となった事業者数94件に対しまして、6月8日時点の第1期の交付件数は75件、第2期は59件で、交付額の合計は3,248万7,000円となっております。まだ申請期間は終了しておりませんが、同時点での申請率は、第1期が82%、第2期が64%となっており、町内事業者が積極的に感染拡大防止に御協力いただけたものと考えられます。

休業要請の対象となる施設は、飲食店、宿泊業等が中心でありましたので、申請者の内訳は、須走地区が50%、北郷地区が24%となっております。

次に、4点目の持続化給付金の申請につきましては、電子申請を基本としており、電子申請を行うことが困難な方は申請サポート会場で行うこととなっていることから、町では把握することができません。しかし、相談のあった事業者の方へは持続化給付金や雇用調整助成金につきましては案内をしてございます。また、町のホームページにもリンクを設け、制度情報の発信を行ってございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 再質問いたします。

回答から、飲食業や宿泊業、サービス業のみならず、全ての業種に新型コロナウイルス感染症の影響があることが分かるわけですが、質問した4点は、これまで実施してきた給付金や協力金であったわけです。今後の感染再拡大があった場合も含め、今後考えられる事業者向け経済支援があれば紹介していただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 今後の事業者向けに対する経済対策でございますが、今定例会の補正予算として提出してございますが、3密対策交付金として予算額500万円を要求してございます。

これは3密を避けるための対策を講じた事業者に対し交付するもので、恒久的なものを設置し

た場合は、上限10万円で補助率を2分の1とし、一時的なものを設置等した場合には、上限3万円で全額を交付するものとしてございます。

恒久的なものでございますが、パーティションやカーテンの設置、手洗い場の設置、網戸などの建具の設置、換気扇などの増設、また、一時的なものにつきましては、検温器、透明シート、フェイスシールド、テイクアウトの広告費などを想定してございます。

また、第2波、第3波が発生した場合の対応でございますが、現在行っている制度を含め、状況に応じた対策を講じていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

国が行った特別定額給付金（1人10万円）ですが、さきに行われた議会全員協議会では、マイナンバーカードによる申請でも本町は特別大きなトラブルはなかったという報告を受けていますが、本町の町民の申請状況（申請人数や割合）と給付辞退数の直近の数をお聞きします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 特別定額給付金の申請は、オンラインでの申請受付を5月1日から、郵送及び窓口での申請受付を5月14日から行っています。

申請状況につきましては、6月8日現在で、オンライン申請が375件、郵送及び窓口での申請が6,463件、総申請件数は6,838件で、91.02%となっています。

また、給付金辞退につきましては、2の方が給付金を希望しておりません。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

6月8日時点で6,838件、91.02%ということですが、期限が8月14日までですので、まだ申請しておられない方への対応はどうするのか、案内の再発送等をするのか、お伺いをします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 申請受付開始から間もなく1か月を迎えますので、未申請の方には、6月12日付にて勧奨通知を発送する準備を進めています。

なお、申請期限が8月14日までですので、その1か月前及び2週間前を目途に、再勧奨、再々勧奨の通知を発送いたします。

さらに、広報紙や無線放送においても案内をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

社会福祉協議会が行った緊急小口資金等の特例貸付けや住居確保給付金の利用状況についても教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 緊急小口資金等の貸付け及び住居確保給付金の給付につきまして

は、本町では、社会福祉協議会において受付窓口を開設し、本年3月25日から相談受付を開始しております。

初めに、緊急小口資金等の貸付状況につきましては、相談件数が31件あり、そのうち申請に至った件数は18件、250万円で、全ての申請において貸付けを既に行っております。

住居確保給付金の状況につきましては、申請件数が1件、月額4万8,300円で、3か月分を給付決定しております。

これらの制度につきましては、町のホームページ等により町民の皆様に情報提供をいたしておりますが、町や社会福祉協議会の窓口においても啓発をし、制度の利用促進を図ってまいります。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

この静岡県緊急小口資金等特例貸付は、主に休業された方向けの緊急小口資金と、主に失業された方向けの総合支援資金がありますが、申請された18件の内訳を教えてください。

また、31件の相談に対して申請した方が18件ということですが、相談はしたけれど申請しなかった方はどういう理由で申請しなかったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 31件の相談のうち申請に至った18件の内訳は、全て緊急小口資金の申請となっており、総合支援金の申請は受け付けておりません。

また、申請に至っていない件数が13件あり、うち11件は緊急小口資金の申請の相談で、申請書を郵送しましたが未申請となっており、理由は不明です。

ほかに総合支援資金について、貸付けではなく支給される制度と考えて相談してきた件数が2件など、貸付申請の適用にならない相談がございました。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

本町は、町県民税、法人町民税、固定資産税等の徴収猶予の特例制度も設けましたが、この制度を利用する申出をした方はどの程度おられたのでしょうか、お伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡辺史武君） 町県民税等の徴収猶予の特例制度の申請件数につきましては、5月1日より申請の受付を開始し、6月1日現在、9法人、2名の個人からの申請を受け付け、全て徴収の猶予をしております。

税目別の内訳につきましては、町県民税2件、法人町民税2件、固定資産税13件となっております。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） 再質問します。

これらの税金の徴収猶予では、延滞金もかからず1年間の徴収猶予が認められる、そういうも

のですけれども、その1年間というのは、当初納入すべき月から1年間猶予ということなのか、伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡辺史武君） 徴収猶予の期間については、各税とも各期の納付期限から1年間猶予が認められるものであります。

固定資産税を例にしますと、令和2年度第1期の納付期限は4月30日となっておりますが、この納付期限の翌日から令和3年4月30日までの1年間が猶予期間となります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

御殿場市は水道料金基本料を半年間無料、長泉町も10か月分の水道料金基本料の無料や生活困窮子育て世帯に臨時給付金を支給、裾野市は家計支援対策としてプレミアム商品券を県内では最高率の50%で秋口から各世帯2セットまで発行など、自治体独自の支援策を打ち出しています。

これらの各戸・各個人向け支援策は、住民にとっては「自治体が頑張ってやってくれるんだ」と、好感を持って受け入れられる取組だと思います。

本町も商品券の検討をしているということを耳にしていますが、具体的な取組の計画があれば伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 水道料金につきましては、現段階では御殿場市や長泉町のように、基本料金を一定期間無料にするという計画はありませんが、収入減少などの理由で支払いが困難になった方につきましては、水道料金、下水道使用料ともに6か月間を目途に支払いの猶予を可能とし、相談を受け付けております。

また、ひとり親家庭等臨時特別給付事業を本定例会第4号補正予算にて計上し、学校、こども園の臨時休校等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭を支援してまいります。

さらに、プレミアム商品券事業等につきまして、本町でもプレミアムつき商品券を軸として検討しているところであります。

家計及び地元事業者支援策を早期に実施するべきとの考えもありますが、現在は新型コロナウイルス禍の終息に向けた施策を展開することが先決課題であると捉えているところであります。

したがって、家計及び地元事業者支援策につきましては、状況に応じて、適時・適切に実施してまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

水道料金の改定そのものを考えている本町としては、基本料無料化の問題は無理かもしれませんが、ただ、ひとり親家庭等臨時特別給付事業は歓迎ですし、商品券事業の検討も期待される施策

です。商品券の事業は、町民が助かるだけでなく、町内業者も救われるわけですから、ぜひとも実施していただきたいです。

そこで、1点お聞きします。

プレミアム商品券の場合、プレミアム率を含めて幾らぐらいの商品券で検討しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 再質問にお答えいたします。

プレミアム商品券でございますが、現在考えてございますが、町内事業者の事業継続支援対策として、プレミアム商品券の発行事業を検討してございます。

この内容でございますが、1冊の額面金額を1万円とし、購入金額は5,000円で、プレミアム額を5,000円と、いわゆる裾野市と同じ50%のプレミアム率というふうになろうかと思います。また、発行部数を7,000部、今予定をしてございます。

以上でございます。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

国は既に医療関係で3兆円、事業者向け家賃支援給付金の創設に2兆円などの総額31兆9,000億円の2次補正を決定したわけです。第1次補正予算で創設された自治体向け地方創生臨時交付金1兆円の小山町への交付額は5,728万8,000円だと本会議初日の補正予算で示されましたが、許可される使い方については制限があるのか、またはかなり自由に使えるのか、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 地方創生臨時交付金につきましては、職員の人件費や用地取得費など一部交付対象外となる経費はありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地域の実情に応じてきめ細やかに実施できる交付金でございます。

本町として実施する事業につきましては、ほかの国・県の補助メニューがあるものについては、それらを優先して採択・充当を図り、該当しないものについては、本交付金を充当するように考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

この自治体向けの地方創生臨時交付金5,728万8,000円は、使い勝手がいい助かる交付金のようにですが、本町として考えている具体的な取組や施策で紹介できるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（清水良久君） 再質問にお答えします。

本町の具体的な取組施策についてでございます。

小中学校に対しましては、端末タブレットを用いて臨時休校時のオンライン授業など有効活用を図るために必要となる機器の設定変更やモバイルルーター購入のほか、感染症対策として各教室の清掃用備品の購入費用、また医療機関や介護福祉施設に対しましては、感染拡大防止対策に要する施設改修や医療機器等の購入に係る支援及び医療従事者の感染防止対策費、その他にも3密対策を講じて設備を改修した町内の中小・小規模事業者に対する支援金や行政サービスのオンライン化推進など、幅広い施策に対して本交付金の充当を計画しております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

アルバイトなどができなくなった学生の困窮ぶりも問題視されています。町では奨学金貸与学生の状況などを把握しているでしょうか。把握していたら紹介していただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 現在、小山町育英奨学資金の貸付けを行っている学生は、大学生が5人、専門学校生1人の6人です。

学生の現在の状況につきましては、聞き取りなど実施をしておりますが、学生及び保護者から奨学金の件での問合せや相談は受けておりません。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

奨学金を借りて学校に通う学生は、決して生活にゆとりがあるわけではないと思います。人数もさほど多くないわけですので、本人または家族に状況把握の連絡を入れてみてもらえないでしょうか。

それが、困窮時に住民に寄り添う自治体の姿勢に通じるところからです。聞いたからといって、さらにそれらの学生に具体的支援をするわけではなくても、ただ奨学金を貸与するだけというレベルを一步進めて、それらの学生の状況把握をしておくことは、今後決して無駄ではないと思うからです。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 状況把握につきましては、今後何らかの方法で行っていきたいと考えております。

また、貸付け時には一度説明をしておりますが、特別の事情がある場合には数か月分を合わせて交付できることなど、育英奨学資金の制度について再度お知らせをしていきたいとも考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

単純な取組ですが、公園や公共トイレ等の公共施設の水場に、固形石けんやハンドソープの設

置をして高評価を受けた自治体があります。時節柄こういう時期なので、実際に石けんは使われている形跡があるようです。ハンドソープは入手困難なので、石けんケースに固形石けんを置いてやるだけでもいいので、本町でもできないのか、伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 現在、町内の公園や公共トイレの多くは、常時監視や管理ができる体制にないことから、水場に石けんやハンドソープは設置しておりません。

今後、管理体制や、不特定多数の方が使用することによる接触感染リスク等を考慮するとともに、他の自治体の状況等を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

第2波、第3波もあり得ると専門家やマスコミは言っています。北九州市や北海道、さらには隣の韓国でも、実際、第2波が襲ってきました。もしそうなった場合、今回の経験から町当局としてはどう対応していく考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、5月25日に、全ての都道府県で緊急事態の解除宣言が発出されましたが、今後の第2波、第3波発生懸念がありまして、対策本部の規模と構成はそのままということにしております。

これまで、町民の皆様の御努力が功を奏し、本町では感染者は出ておりませんが、対策本部では、本町内、役場内に感染者が発生した場合等のマニュアルを作成しておりまして、有事の際にはそのマニュアルにのっとり対応してまいります。

また、感染対策に伴います事業者への休業等の要請と、それに対する手当、経済的な支援も状況に応じて行う必要があります。こちらにつきましても、今回の経験を踏まえまして、迅速かつ効果的な対応をしてまいりたいと考えております。

このように常に準備は整えてまいりますが、感染症の流行の状態により、国、県の方策も変わってくるとおられますので、今後も関係機関と協力しながら、終息に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 今回の新型コロナウイルス感染拡大に対する国、県や各自治体のおおのの対応は多種多様でした。しかし、国が行ったアベノマスクの配布の遅れ、10万円の定額給付金は、関東圏ではまだ10%程度しか届いていない、事業者が頼りにしている持続化給付金もなかなか支給されない等、対応の遅れは極めて問題です。困っている住民にとっては、何よりもスピード感ある対応が一番求められています。

感染拡大防止という初期段階に取るべき方策の目途が一定程度立てば、今度は経済復興に力点

は移行すると思いますが、今回の経験を踏まえ、新たな生活様式に基づいた町の制度設計に、町職員も発想の転換を図りながら御尽力いただきたいことを最後に申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後 2 時00分 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 番 室伏辰彦君。

○2 番（室伏辰彦君） 通告に基づいて、一般質問をいたします。

件名は、新型コロナウイルス感染症による生活者・事業者への経済支援についてです。

新型コロナウイルス蔓延による経済活動の停滞により、急速な雇用悪化が進んでしまいました。経済への打撃はリーマンショックをはるかに上回ると言われております。派遣社員やアルバイトなど非正規労働者の中には解雇され職を失ったり、自宅待機など賃金の保障が受けられずに生活が困窮している世帯があります。このような世帯への支援が急務だと考えております。

また、町内の商店や事業主から、「ホテルやゴルフ場に卸す食材、飲料水、アルコール類がなくなり、売上が激減している」、「学校休校による給食の食材が卸せず、経営が悪化をしています」、「農家、生産者にもしわ寄せが来ている」との声を聞いております。

国では対策支援として、特別定額給付金を開始されました。町での特別給付金の受付は県内では最も早く始まり、既に受け取っている家庭もたくさんあります。企業や雇用主には、様々な助成金・協力金の手続が始まっております。しかしながら、個人にしても、事業者にしても、給付金・協力金では一時しのぎをしているのが現状です。いつ終息するか不透明な状況の中で、事業継続はとても厳しいものです。

国が交付する給付金等は、申請の手続が複雑で、交付されるのにも時間がかかります。町内の個人・事業主・商店は逼迫した状況にあります。

そこで、町独自の支援ができないか、伺います。

個人もしくは家庭や民生委員等から、生活支援について町に相談に来られているのでしょうか。町は把握しているのか、伺います。

2 番、新型コロナウイルス感染症対策経営支援緊急給付金、拡大防止協力金に該当していない個人事業者や商店などもかなりダメージがあると耳にしております。

現在の町の支援策では、前年比35%減で10万円の助成となっております。小山町の個人事業主の中には、もともと売上が少ない中、さらに35%減では事業が継続できないと考えております。

なぜ35%で線引きをしたのか。近隣の市町村の中には20%のところもあります。その20%にできなかったのか。この給付金は6月までですが、7月以降、事業者の売上が戻らない場合は再度給

付するのか、伺います。

3番、助成金・協力金の申請が複雑なため分からない町民・個人事業者のために相談窓口を設置できないのか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをいたします。

生活困窮者・事業者への経済支援についてのうち、個人もしくは家族や民生委員から生活支援について町に相談に来られた方はいるか、町は把握しているのかについてであります。

議員御案内のとおり、国の緊急事態宣言が約1か月半継続され、去る5月25日には全国の都道府県において宣言が解除されましたが、この間、国において様々な緊急支援策が打ち出され、生活困窮者を含む個人や世帯に対する給付金や支援金、中小・小規模事業者等に対する給付・助成・貸付けが示されました。

町では、個人に対する給付金として、特別定額給付金を、国の補正予算成立後、少しでも早く町民の皆様に給付ができるよう準備をし、これまでに約9割の方に給付を行っております。

生活困窮者の支援としては、この宣言に従い休業した事業者等から休業手当等の補償がなく、収入が減額して生活が苦しい家庭への緊急小口資金特例貸付支援と、休業による収入が減額して住居を失うおそれのある家庭に住居確保給付金の給付を、社会福祉協議会が窓口となって行っております。

この支援策の件数等の状況につきましては、先ほど高畑議員の答弁でお答えしたとおりであります。町への生活支援についての問合せは、電話での相談が数件ございました。これらの相談に対しては、現在ある国の支援策を案内し対応しております。

今回の新型コロナウイルス感染症に関する支援策につきましては、国の第1次補正予算が組まれ、先月27日にも第2次補正予算案が閣議決定されるなど、各種支援策が盛り込まれました。

町は、本年度から、社会福祉協議会及び地域包括支援センターとの連携を強化することにより、「断らない相談・支援」を目的といたしまして、包括的支援体制構築事業を開始しております。

国の各種支援策の動向を注視しながら、本事業のネットワークを活用し、生活困窮者に対する情報の収集と共有を図ることにより、対象者に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長からお答えをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 次に、新型コロナウイルス感染症経営支援緊急給付金の減少率をなぜ35%で線引きをしたのかであります。

制度設計時点では同様の事例はほとんどなく、国の制度である持続化給付金の交付要件、並びに先行実施されていた島田市を参考に減少率を50%として検討しておりました。しかし、商工会から緩和要望もあったことから、最終的には35%とすることにいたしました。

この根拠といたしましては、設計時点で、セーフティネットの申請を行っていた事業者のうち、減少率80%超及び20%未満を除いた平均減少率が35%であったことから、この減少率といたしました。

加えて、減少率を比較する対象月を直近の1か月だけではなく、1月から6月までの申請者の任意の月とし、最も減少率が高い基準月で申請を受けることとしてございます。

次に、近隣市町同様に減少率を20%にしなかったのかという御指摘でございますが、県内の実施状況を見ますと、減少率を20%としているのは長泉町、伊東市、減少率30%は清水町、静岡市、御前崎市、また減少率50%は沼津市、島田市、掛川市、菊川市となっており、この県内状況を鑑みるに、小山町は決して厳しい要件設定ではないと考えております。

次に、7月以降の再度給付についてであります。例えば第2波、第3波といった感染拡大や再度の緊急事態宣言がある場合、いわゆるアフターコロナの景気浮揚対策等、今後様々なフェーズやステップでの状況を見極めながら、その都度迅速に対応策を講じられるよう検討してまいります。

次に、助成金や協力金などの申請に関する専用窓口の設置についてであります。コロナ関連の支援制度は、濃厚接触を避ける観点から本人による電子申請や郵送が基本となっており、手続を町で一本化することは困難ですが、制度の詳細や問合せへの対応は商工観光課において行っており、実質的には総合窓口の機能を果たしているものと考えております。

また、持続化給付金につきましては、電子申請が困難な事業者向けに予約制の申請サポート会場が設けられ、近隣では沼津商工会議所で運用されており、小山町商工会においても予約制により申請支援を行っているとのことでございます。

雇用調整助成金の電子申請につきましては、現在システムの不具合により延期となっておりますが、県労働局またはハローワークが案内窓口となっております。

今後とも支援制度や最新情報を確認しながら、正確で丁寧な情報発信と対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

質問1についての再質問であります。

まず、第1点が、町へ電話での相談が数件あり、支援策等の案内をして対応しているという御回答でした。しかしながら、かかってきた電話への親切的な対応というのは、困って電話をかけてきた方への行政サービスだと考えております。断らないという受け身の対応だけではなく、どのような国の支援策があるか、相談に来る前の段階で分からない方もたくさんいると思います。町民に積極的に分かりやすく発信できないでしょうか。どのようなお考えでしょうか。

質問2に対する再質問です。

6月2日の時点で、売上35%減の事業者に対する町の経営支援緊急給付金の予算は、まだ790万円ほど使われておりません。予算を残して終わりにするべきではないと考えております。現在の給付基準は売上35%減ですが、基準を緩くしてもよいはずだと思います。ここで新たに、20%から35%減の事業者に対する給付も設けるべきではないでしょうか。

また、国の融資制度にセーフティネット保証4号・5号があります。セーフティネット保証4号は、売上20%以上減の事業者が融資を受けられる制度です。町の給付金も売上20%減から受けられないでしょうか。

そこで、セーフティネットの相談利用件数は何件ありましたか。相談に来た事業者の売上減収率は何%なのか、伺います。

質問3に対する質問です。

商工観光課や社会福祉協議会が個人も含め経済的な主な窓口になっているということでしたが、非常事態でもありますので、期間限定でも、全ての機能を補う看板を掲げ、分かりやすい相談窓口を設置する必要があるのではないのでしょうか。ワンストップで国・県・町等の支援策に対する相談窓口の開設です。また、町長は、公約として町民幸福度日本一を掲げておりますが、町民に寄り添った行政サービスこそが幸福度上昇につながるのではないのでしょうか。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 私の方からは、室伏辰彦議員の3点目の質問につきましてお答えをさせていただきます。

総合相談窓口の設置についてということでございますけれども、現在、国・県・町におきまして様々な事業者向け支援策を展開しておるわけでございますが、制度が複雑であるなど、利用者の不安が増大をしているという状況にあることは理解しております。

この総合窓口につきましては、本部会でも検討をいたしました、結果的には、先ほど答弁をいたしましたとおり、商工観光課を実質的な窓口として設置した方がより町民にとってはいいんじゃないかということで、商工観光課を窓口として進めているということでございます。

先ほども答弁をしておりますけれども、このような状況でございますが、町では、制度の紹介、あるいは事務局へのつなぎ役といたしまして、困っている町民の皆様の側に立って総合的に事業者を支援しているというふうに考えておりますので、御理解を頂ければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 再質問のうち1点目の質問、断らないという受け身な対応だけでなく、どのような国の支援策があるか、町民に積極的に分かりやすく発信できないかにつきまして、お答えをさせていただきます。

現在ある国の支援策を町や社会福祉協議会のホームページで案内をしております。さらに、6

月15日発行の社会福祉協議会の情報誌に掲載をし、全戸配布により町内全世帯の皆様へお知らせをしていきます。また、町の広報紙での案内も検討をしております。

特別定額給付金の支給も始まり相談件数は若干減ってきてはおりますが、今後も町と社会福祉協議会の連携はもとより、民生委員の皆様ともさらなる連携を図り、先ほど町長から答弁いたしました、包括的支援体制構築事業のネットワークも活用し、生活が困窮している方に対する支援に積極的に関わってまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 室伏議員の二つ目の再質問にお答えいたします。

申請期限を8月31日までとしておりますので、決して予算に余剰が生じているわけではなく、日々申請がされている状況でございます。また、6月2日時点と昨日8日時点を比較しましても、120万円の支出がされてございます。これからも随時申請がされるものと考えてございます。

また、今後、第2波、第3波が想定されますので、次のフェーズやステップへの状況を見極めながら対応してまいります。

次に、セーフティネット保証のうち申請件数等とはということでございますが、まず4号保証につきましては58件で、平均減少率は46.9%です。5号保証につきましては2件で32.5%、危機関連保証が16件で34.3%、合計が76件で、その平均でございますが、43.8%となっております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再々質問をさせていただきます。

包括的支援体制構築事業を開始しておりますと議会の方では一度お聞きしておりますが、もう一度どのような事業を開始しているのか、お伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 再々質問にお答えをいたします。

包括的支援体制構築事業の内容ですけれども、主に、まず支援体制の構築ですので、町の住民福祉課、介護長寿課、健康増進課、そして地域包括支援センター、社会福祉協議会がまず一つになって、庁内会議等を4月から始めておりまして、その中でいろんな困った事案ですとか、例えば今回の困窮者に関する問題が出てくれば、その中で話し合いをしたりとかということで進めております。

更にこの体制を広げて、例えば民生委員さん、それからひいては、広がればですけども、区民の代表の区長の皆様と連携をできるような形でこの支援体制を構築していきたいと考えてございます。

さらに予算要求もして、予算も取ってございまして、社会福祉協議会の方に地域コーディネーターということで1人専門職を設けていただいて、さらに地域包括支援センターにも同じような

形で専門員ということで職員を配置して進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 私は、通告によりまして、一括質問一括答弁方式によります一般質問をお願いいたします。

件名は、新型コロナウイルス感染症への対策についてということで、本年3月議会でも質問させていただきましたが、新型コロナウイルスによる肺炎が全世界で終息する兆候すらも見えない、そんな状況が続いており、日本でも緊急事態宣言が全国で解除されたとはいえ、東京、北九州、北海道での現状は、まだまだ予断を許せない状況が続いております。

そこで、前の4人の方々と同様、本町の対策について再度質問させていただきます。

これまでの経緯については、4人の方々の質問や報道等により、皆様十分御承知のことと存じますので、前置きはできるだけ省いて、端的に小山町の対策について伺ってきたいと思います。

まず、本町の支援策、対策、各組織等について伺います。

最初に、本町におけるコロナ感染症対策の組織について伺います。

本町では、小山町新型コロナウイルス感染症対策本部が2月25日に、さらに4月22日の新聞によれば、小山町新型コロナウイルス感染症調査検討委員会が立ち上げられております。

これら二つの本部及び委員会は、それぞれどんな組織体制か。また、活動の内容、今後の活動の継続の方向性及び危機管理局のそれぞれの位置づけについて伺います。

二つ目、次に、各種の支援策の申請状況等現状について伺います。

国・県・本町では各種の支援金・協力金などを立ち上げ、支援が広がっております。これらの支援に対する町民の申請状況や給付状況については、当局から随時報告されておりますが、これまでの支援では十分ではないという声も多く聞かれます。休業要請をされなくても、ほとんどの町民が生活や行動の自粛など何らかの影響を受けております。今後、支援の追加は考えておられますか。道の駅の休業や小中学校休校による給食の中止等によるなどの被害に対し、お米や野菜等の町内の納入者等への支援策はお考えでしょうか、伺います。

三つ目、人権侵害等の状況及び対策について伺います。

新型コロナウイルス感染への恐怖などから、いたずらに他者に対する攻撃、人権侵害が、直接間接を問わず全世界で拡大しているようです。感染拡大が始まった頃から心配されてきた事柄であります。国内のある幼稚園では、感染当初から保護者宛てに人権に配慮するよう文書を出して注意を喚起、そういう幼稚園もございましたが、案の定というか、各都道府県の知事による自粛要請が始まり、従わない店名の公表が行われると、世の中の人間関係に大きな禍根を残しかねない人権侵害等の事態が広がりを見せております。

その対象は、感染地域からの帰還者や感染者、その家族、あるいは東洋人などであり、投石や暴力、雑言、貼り紙など嫌がらせが拡大しています。さらには、医師や看護師など医療従事者や

その家族、物流に関わる配達員などへのいわれなき差別的言動、緊急事態宣言後の他県ナンバーの車両へのあしきいたずら、自粛要請に応じないとされる商店や事業所等への嫌がらせのための貼り紙、電話、インターネット上で特定した個人などへの自粛強要とも言える「自粛警察」の横行。さらには、感染症対策に先頭切って努力されております社会の指導者でもある知事への殺害予告、あるいは女性国会議員の和服への批判、有名人の感染告白を売名行為とするなど、自分自身の感染恐怖感を少なくするためか、要請による自粛生活へのストレスからか、嫌がらせ、罵倒、嘲笑、暴力破壊行為などの拡散が後を絶ちません。

私どもも、本音では、道で他県ナンバーの車に遭遇すれば、少なからず不安を覚えるのも正直言っております。しかし、人権侵害となる行為は絶対に避けねばなりません。このことについて3月議会でも伺いましたが、改めて町としてはどのように対応されるのか、伺います。

四つ目、一方、町民のストレスの発散、精神の安定等の対策について伺います。

収入の減少が支援を受けるほどでなくとも、各種行事や会合等の中止など、自粛生活や不慣れな新しい生活様式によるストレスが一般の方々に重くのしかかっております。不要不急の外出や行動等は、現状では優先順位の最後尾に位置すると考えがちですが、人との接触や体を動かすこと、大きな声を出すことなどがいかに大切か、改めて知るところとなりました。

緊急事態宣言の全国的解除を迎えましたが、まだまだ他府県との交流は自粛することとなっております。これらによるストレスは大きなものとなっております、これらのストレスを発散する対策も必要と考えます。特にお年寄りに対しては、日頃フレイル予防として、1に食事、2に運動、3に社会性と町からも推奨されております。町内限定、地域限定など範囲を狭くすることで、感染症拡大を抑えつつ、発散の場を持つ必要はありませんか、伺います。

五つ目、続いて学校の対応、対策等について伺います。

まず、(1)として、臨時休校は、3月で9日間、4月で17日、5月で慣らし登校も含めて18日と記憶しております。この期間中の子ども達や学校等の様子について伺います。

臨時休校中の子ども達の生活や学習の様子をどのように把握し、そして学校はどのように対応されたか、伺います。

こども園の長時間児や放課後児童クラブでの子ども達の過ごし方はどのようなでしたか。特に、自宅待機した子どもの数はどの程度だったのでしょうか。

臨時休校や登園自粛が行われる際に明らかになった課題は何でしょうか。

二つ目としまして、学校再開後の課題について伺います。

本町では、6月1日から小中学校が再開されました。この日を待ちわびていた子どもがほとんどだったことと存じますが、中には体も心もなかなかついていけない子ども達もあろうかと心配しております。臨時休校による体力の低下や不規則な生活が大きな原因の一つと考えられますが、どのようにしてこのような生活から脱却し、体力を向上させ、規則的な生活に戻せるか、手だてを伺います。

次に、授業日数や時数の確保が大きな課題となっておりますが、一方では、本年度は小学校における新学習指導要領の全面実施の年でもあります。その中心となる「主体的・対話的で深い学び」はどのように実現されるのでしょうか。授業日数や時数の確保のために早足で進めると置いていかれる子どもが心配であります。

次に、各教科の授業以外に各学校では子ども達の楽しみな遠足、修学旅行、運動会、文化祭など各種行事が通常の年では行われております。授業日数、時数の確保が求められる中、今年度は各学校の各種行事の在り方をどのように検討されていますか。中でも子ども達の健全育成の中心となる組織的な健康診断はどうなりますか、伺います。

続いて、発達障害等支援の必要な子ども達は、日常生活の僅かな変化にも上手に対応できない場合がままあると伺っております。そのため、支援員さんが配置されているわけですが、授業日数、時数の確保が先行すると、これらの子ども達はなかなか対応できなくなる心配があります。これらの子ども達への対応はどのようにお考えでしょうか。

以上、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策本部及び新型コロナウイルス感染症対策本部調査検討委員会等についてでございます。

対策本部につきましては、先ほどから答弁をさせていただいておりますが、本年2月26日に、私を本部長、副町長を副本部長とし、以下、教育長、各部長等で構成し、設置をいたしました。以来、政府の緊急事態宣言が発出された4月7日まで、6回対策本部会議を開催し、この間の町のイベントの中止、町内小中学校への対応等を決定いたしました。

緊急事態宣言以降は、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法にのっとり法定の対策本部となり、全課長が本部の構成に加わりました。

これ以降、現在まで3回対策本部会議を開催し、該当する事業者への休業要請等の対応を決定してまいりました。

その後、議員御承知のとおり、5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、これにより、本町の法定対策本部は5月26日で法定から任意のものに位置づけが変わっておりますが、今後も感染の第2波、第3波の懸念があるため、本部の規模と構成はそのままとしております。

次に、調査検討委員会についてであります。

コロナ感染症対策については、あくまでも決定機関は対策本部ですが、感染症の流行の度合い、経済の推移等、日々変化する情勢の中で、早急に各種の対策を講じていかなければならないため、情報収集と対策のたたき台を検討するために、副町長を委員長に、教育長を副委員長として、各部長等で構成する当該委員会を、本年4月17日に設置をいたしました。以降、現在まで計8回の会議を開催し、令和2年度当初予算の組替え、休業要請、職員の勤務体制、特別定額

給付金事務等について、国、県、近隣市町の情報を収集しながら、検討してまいりました。

次に、今後の方向性ではありますが、先ほども述べましたが、緊急事態宣言が解除になったとはいえ、いつ感染の第2波、第3波が襲来してくるか分かりません。今後は、新しい生活様式の定着等を前提として、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に町内の経済活動レベルの上昇を目指してまいります。

次に、危機管理局につきましては、全庁的に取り組む必要となった二つの会議の事務局として、庁内で連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策を進めております。今後も全庁挙げて、適時・適切な感染症対策を実行するため、関係機関と協力しながら全力で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、担当課長及び教育長からお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 野菜生産者などへの支援策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、道の駅農産物直売所の休業や学校給食が中止となり、野菜生産者の皆様は大きな販路を失うこととなりました。

このような中、野菜生産者の皆様は、JA御殿場の農産物直売所や地元スーパー等への代替販路を確保するなど対応されている方もおられますが、需要の高い行楽シーズンと休業が重なったこともあり、餅やお弁当の加工品など、大きく売上が減少している方もおられると承知しております。

町としましては、売上の減少している農業者をはじめ、農業者の皆様に、国の支援制度である持続化給付金等の活用について周知するとともに、消費者の皆様にも積極的に地場農産物の購入について御協力いただくなど、地産地消の取組を進め、町の農業が活性化するように努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） 新型コロナウイルス感染症への対策についてのうち、人権侵害防止のため町はどのように対応するのかについてであります。

「自粛警察」という社会風潮は、緊急事態宣言下において、外出自粛しない方々や営業自粛要請に応じない事業者等に対し、一般の方が私的な取締りを行う行為であると認識しております。

また、医療の現場で従事する方々やその御家族に対して偏見を抱き、差別的な個人攻撃をするなど、大変悲しい人権侵害行為があるとも認識しております。

幸いにも本町におきましては、そのような事例を把握しておりませんが、人権侵害を防止するために人権擁護の意識啓発を行ってまいります。

啓発の一つとして、日本赤十字社石川県支部が制作した「新型コロナウイルスの負のスパイラルを断ち切ろう」という動画などが、差別や偏見という内容を大変分かりやすく紹介しております。

すので、この動画を、町のホームページへの掲載や小山町テレビ共聴組合に御協力いただき、町民に広くお知らせをしていきます。

さらに、町の人権擁護委員の方々と協力し、小・中・高等学校における人権教室や日々行っている人権相談など、人権擁護につながる取組を行い、併せて情報の発信に努めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 町内限定、地域限定のストレス発散の手だてについてお答えします。

本町におきましては、先月の17日で集客施設等に対する休業要請を終了し、公共施設におきましても、今月から町民いこいの家、あしがら温泉や総合文化会館、健康福祉会館、パークゴルフ場などが営業を再開しています。そのうち、パークゴルフ場や総合体育館、健康福祉会館リラクゼーションスタジオなどの運動施設は、町民のみ利用可能な段階的な再開となっていますので、現時点における町内限定でのストレス発散の手だてとなっています。民間の各種施設におきましても営業が再開され、それぞれストレス解消につながるものと考えています。

ただし、施設の利用に当たりましては、人との距離の確保やマスクの着用、手洗いや消毒を行うほか、3密を避け、発熱または風邪症状がある場合の入場制限など、感染症予防に留意した再開となっています。

緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着が求められています。新しい生活様式では、施設の利用について述べた感染予防に留意する事項のほか、各場面別の生活様式等が示されています。

この新しい生活様式を定着させることにより、人との接触を行っても感染リスクを下げることで、再開された社会経済活動の維持につながります。

町は、広報紙や無線放送、ホームページ等により、町民の皆様に、新しい生活様式を定着させるために、丁寧な情報発信に努めてまいります。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症は終息しておりません。新たなクラスターの発生なども報道されており、町民の皆様には、ぜひとも新しい生活様式の定着により、引き続き感染拡大防止に御協力いただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 学校等の新型コロナウイルス感染症への対応についてのうち、初めに、休校中の子ども達や学校についてであります。

各学校では、休校中の4月、主に家庭訪問を実施し、子ども達の健康観察、課題の指示や回収などを行いました。5月には、週に1回程度の登校日を設け、各校工夫を凝らし感染症対策を講じた上で実施しました。

また、6月1日の学校再開に向け、5月25日からの1週間は、学校生活に慣れるための準備期間とし、学年別、地区別などの分散登校を行いました。

休校中の子ども達は、課題や体力づくりに取り組みました。学校では、町内の無線放送を通して、朝、昼、晩を8人の校長先生によるメッセージを送るなどしてきました。家で過ごすことが主の生活でしたので、大きな問題行動はありませんでした。

町立こども園や放課後児童クラブでは、学校の休校中は、登園等の自粛要請を行うとともに、3密にならない対策を講じ、開園、開所しました。

4月8日から5月22日までの町立こども園の自宅待機者数は、在籍数500人中、1日平均で257人であり、率にすると51%でした。放課後児童クラブでは、在籍数215人中、1日平均で123人であり、率にすると58%でありました。

休校等行われる際、明らかになった課題につきましては、感染防止のため直接会うことさえも避けなければいけないなど、連絡手段が制限されたこともありました。

また、生活のリズムが崩れ、規則正しい生活が送れない子どもや、家庭学習を主体的に取り組むことが難しかった子どももいました。学年始めの人間関係、信頼関係を築く大事な時期に休校せざるを得なかったことも、子ども達とのコミュニケーションを取る上で、多大なる配慮が必要でした。各学校では、お便りを配付したり、手紙作戦などをして、子どもとのつながりを構築してきました。

次に、学校再開後の課題についてであります。

5月25日から29日の1週間は、学校再開に向け、休校中の生活から学校生活に慣れるための準備期間としました。休校中も、学習だけでなく体力づくりやラジオ体操の励行をしてきましたが、体力の低下も心配されることから、学校再開後は、子ども達の様子に注意しながら、徐々に体を慣らすとともに、心のケアにも積極的に注意を払っていくようにします。

また、学校再開後は、子ども達が顔を寄せ合い自分の考えを話し合う場は少なくなるかもしれませんが、感染症対策を講じた上で、小学校の新学習指導要領において示している「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、指導方法の工夫・改善を図っていきます。

また、タブレットを活用したグループワークなども「主体的・対話的で深い学び」を実践する上で有効な手段であると考えております。

学校の各種行事につきましては、実施方法を工夫し、運動会や修学旅行、卒業式など、子ども達の安全を第一に考え、短時間で開催したり、目的地を再検討したり、参加者を制限したりして、規模を縮小し実施していきます。

健康診断の実施は、法令に定められているものであり、子ども達の健康状態を把握するために毎年6月30日までに行うこととなっておりますが、本年度は特例として、年度内に実施すればよいこととなりました。

今後、学校医、学校歯科医、関係機関と十分連携し、共通理解を図った上で、感染症対策を徹

底し実施していきます。健康診断につきましては、現在、既に始まっておりまして、かなり進んでおります。

特別支援学級等の支援の必要な子ども達への対応につきましては、指導のときだけでなく、休み時間やトイレなどの支援のときにも、接触が避けられない場面が想定されます。感染症対策には配慮しながら、子どもの障害の種類や程度を踏まえ、実態に応じて各家庭と連携しながら適切に指導していきます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後 3 時04分 休憩

午後 3 時13分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで御報告します。

オリンピック・パラリンピック推進局長につきましては、ただいまからの会議を公務のため欠席しております。

佐藤議員、再質問はありませんか。

○6 番（佐藤省三君） せっかくの機会を頂きましたので、再質問させていただきます。

2件お願いいたします。

最初に、質問の1番で、対策本部あるいは感染症調査検討委員会ですか、この二つの組織について伺いました。その中で、危機管理局の位置づけについて御答弁いただいたわけですが、危機管理局のお仕事の中に地域防災計画というのがあるかと思います。室伏 勉議員の方にも避難所の関係でお答えがありましたが、それ以外に、例えば今度のコロナの関係で考えますと、患者数の特定となるPCR検査とか、それから抗体検査、それからまた感染症に関わる対応病院ですか、こういうものについての位置づけは地域防災計画にどのように位置づけられると考えるか。今御承知の範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

もう1点は、町内の農家の支援についてでございますが、持続化給付金の対象になるというふうに伺いましたが、かなりいろいろ難しい部分もあるかと思います。これ以外に支援の仕方というのは、給付金はもちろん大事でありますけれども、いろんな場を確保するというのも大事なと考えています。地産地消を標榜することになれば、もっと早い時期に農産物の販売場所の確保とか学校給食施設の活用を考えれば、給食員さんの仕事の確保にもなったというふうに考えますが、この件についていかがでしょうか。

2点伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 佐藤議員にお答えいたします。

お尋ねの地域防災計画でございますが、先ほど室伏 勉議員のところでも少し紹介させていただきましたけれども、地域防災計画は、都道府県もしくは市町村の区域におきまして、それぞれの地域の実情に即して、その地域の防災機関が防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画でございます。

今私が申し上げたのは、あくまでも防災中心でございますが、PCRとかそちらの、どちらかというと、医療系の計画は明確に定まっている事項はございません。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） まず、一つ目の販売場所の確保でございますが、やはり地産地消という意味で、こういった事態が早期に分かる、こういった販売場所を、経験と早期に分かれれば、それなりに周知徹底していけばよかったと考えておりますけれども。また、今後もこういったことがまた発生する可能性もあります。そういったときのために、早期に販売できるような伝達方法等を考えていきたいと思っております。

また、次の給食との連携でございますけれども、今回はそこまで野菜等が台なしになるような事態、また量的にも大量の廃棄というような事態は免れまして、基本的に、先ほど私が説明したとおり、JA御殿場の農産直売所や地元スーパー等で全てはけてしまったということで、今回につきましては、そのようなことまでは考えられなかったというのが実情でございます。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 再々質問を一つだけお願いします。

先ほど地域防災計画の中で、医療関係の方はあんまり関係がないというお答えがあったと思うんですけども、現在の防災計画の中に、たしか新型インフルエンザの対応の部分が若干あったと思うんですが、そこら辺を含めて今度の新型コロナ感染症に対する記述というのはできないものなんでしょうか、伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 佐藤議員の再々質問にお答えいたします。

まず、今回の新型コロナウイルスは指定感染症ということで指定されておりますが、基本的に県の方の行動指針といいますか、マニュアルにのっとって、PCR検査センターそれから指定感染症の指定医療機関、こちらは記載されております。

今ちょっと確認したところで、町の方の地域防災計画には、当然コロナのことは記載がないわけなんですけど、新型インフルエンザに関係する記載があるかどうかは、今手元に資料がございませんもので、お答えすることができません。

回答は以上であります。

○6番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月19日金曜日 午前10時開議

議案第67号から議案第77号までの11議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時21分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 鈴 木 豊

令和2年第4回小山町議会6月定例会会議録

令和2年6月19日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	鈴木 豊君
	5番	遠藤 豪君	6番	佐藤 省三君
	7番	藺田 豊造君	8番	高畑 博行君
	9番	岩田 治和君	10番	池谷 弘君
	11番	米山 千晴君	12番	渡辺 悦郎君
	13番	池谷 洋子君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
都 市 整 備 課 長	岩田 幸生君	総務課課長補佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	3番 小林千江子君	4番 鈴木 豊君	

閉 会 午前10時59分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 3 議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第4号)

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明
- 追加日程第 2 報告第11号 専決処分の報告について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで、御報告します。新型コロナウイルス感染予防対策のため、議場内では当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定について

日程第2 議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

日程第3 議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（池谷洋子君） 日程第1 議案第67号から日程第11 議案第77号までの議案11件を一括議題とします。

それでは、6月4日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） ただいまから、6月4日、総務建設委員会に付託された8議案について、審査の経過と結果を御報告します。

6月11日、午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し審査を行いました。

はじめに、議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定についてを報告します。

委員から、グランファミリア落合には、モデルルームはあるのか。また、完成と入居開始の目途はいつ頃か。との質疑に。

入居希望者には、全て計画平面図で説明しています。完成の目途は、7月29、30日ぐらいに検査を終え、入居開始は8月7日からを予定しています。との答弁がありました。

委員から、30年の割賦払いとのことであるが、この開始は引渡し後すぐに始まるのか。との質疑に。

初年度の割賦払いは半年分として、施設分については1回。維持管理分については2回となります。次年度からは、施設分が2回。維持管理分が4回となります。との答弁がありました。

委員から、入居募集に当たっての広報の方法と入居希望者の現在の居住地の内訳は。との質疑に。

広報活動は、管理運営会社がホームページやSUUMOなどを活用して広報しています。現在の入居希望者は19件で、町内が10件、御殿場市が7件、県外が2件です。との答弁がありました。

委員から、30年の指定管理は長いと感じるが、社会事情により指定管理者が変わることは認めているのか。との質疑に。

契約の中で、倒産などにより本事業の遂行を放棄し、その状態が30日以上継続した場合、次の事業者の選定については町で図っていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第67号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを報告します。

委員から、観光案内所を取り壊す費用は幾らだったのか。との質疑に。

リニューアルしたものであり、取り壊して新築したものではありません。リニューアル費用は総額で4,995万円です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第68号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、第12条に指定管理の条項が入っているが、最初から指定管理ありきなのか。との質疑に。

直営もしくは指定管理ができるというもので、駿河小山駅前指定管理、足柄駅前直営を考えています。との答弁がありました。

委員から、パブリックコメント実施要綱の第3条に、設置条例の制定についてはパブリックコメントを行うことになっており、今回の場合は緊急を要するものではないので、本来的にはパブリックコメントは実施すると思います。まして、交流センターについては、町民の方も使うので、

町民の意見を広く聞く必要があり、要綱の第2条には、条例等を策定する過程において、その趣旨、内容等を町民等に公表し、広く意見を求め、提出された意見を考慮し意思決定を行うとの制度であるので、趣旨に反すると考えるが。との質疑に。

早急に設置することの必要性がありましたので、適用除外といたしました。との答弁がありました。

委員から、足柄駅前と駿河小山駅前の交流センターは、それぞれ中身が違う。足柄駅はこのままでもよいが、駿河小山駅はもう少し考えた方がよいと思うので、別々の条例にした方がよいのでは。との質疑に。

今回の条例の目的は、駅前の交流センターということで、位置づけ的にはあまり変わらないことと、第2条で規定している町内の駅を利用する町民、観光客の安全及び利便を確保するとともに、良好な休憩の場、鉄道情報、観光情報等を提供し、もって観光交流人口の拡大を図ることを目的にセンターを設置することは、双方に合致していると考えていますので、特に問題はないと考えています。との答弁がありました。

委員から、交流センターは、スタート時点がとても重要である。足柄駅前では、本来やるべき足柄支所の業務に支障が出ないか、また、駿河小山駅前では、指定管理で手を挙げてくれるところがあるのか心配しているが。との質疑に。

足柄駅は無人駅ですので、支所業務への支障はそれほどないと考えています。駿河小山駅前指定管理をやってみたいとの話は何件かあります。との答弁がありました。

委員から、男性用、女性用のシャワールームがあるが、そこは有料にするのか。との質疑に。判断は指定管理者に任せる予定です。との答弁がありました。

委員から、センターの開館時間、休館日ですが、駿河小山駅前は休館日が水曜日、足柄駅前は休館日なしですが、実際に対応できるのか。との質疑に。

駿河小山駅前は、指定管理者が従事することを考慮して設定しました。足柄駅前は、使い方自体が駅舎の一部ですので、24時間オープンとして設定しています。との答弁がありました。

委員から、昨年度行われたリフォームする際の住民説明会の内容と今回とで話が違っている。住民不在で決めているような感じが。との質疑に。

住民説明会では、オリンピックが開催されることを契機に、観光客の皆さんが多数来られることに備えて、自転車を活用した観光にも力を入れ、施設を運営していきたいと説明しました。その中には、物販や観光案内、コーヒー等の提供、シャワーの提供についても説明しました。一部で名称等が変わっていますが、皆さんに説明していることやコンセプトは変わっていないと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第69号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、足柄支所の移転はいつ頃か。との質疑に。

7月13日を予定しています。との答弁がありました。

委員から、現在の足柄支所の跡地はどうなるのか。との質疑に。

コミセン部分は残し、地元の方の意見を聞きながらリニューアルしていきたい。支所部分はそのリニューアルの際に考えていきたい。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第70号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、5年から7年にした理由は。との質疑に。

車両、その他の物品の高性能化・長寿命化により、平均使用年数が長期化しています。このことに伴い、商慣行を斟酌し、契約期間を延長することにより、事務の簡素化等を目的に改正をするものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第73号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第4号）を報告します。

委員から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,728万2,000円についての算定基準は。との質疑に。

人口、財政力指数、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額などに基づいて算定されています。との答弁がありました。

委員から、無電柱化整備事業費1億8,700万円は、須走地区の本通りの無電柱化と思いますが、場所の範囲はどこか。また、工期は。との質疑に。

計画区間は、須走インターチェンジ交差点から富士学校の前、自衛隊の富士病院を通り、屏風沢官舎の前までの道路延長で600メートルの区間です。工期は、設計業務が年明けまでで、工事着手は年度末になる予定です。との答弁がありました。

委員から、町道整備事業の測量設計1,900万円はどこの設計か。との質疑に。

小山白岩線ほか1路線です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第77号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された8議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、駿河小山駅前交流センター及び足柄駅前交流センターの現地確認と視察を実施しましたことも、併せて御報告します。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長 佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから、6月4日文教厚生委員会に付託された4議案について、審査の経過と結果を御報告します。

6月12日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、今回の改正について、町民に対して広報や通知を行う予定がありますか。との質疑に。

保険料が変更となる際、徴収金額のお知らせを個別に通知するとともに、7月1日号の広報おやまに掲載します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第75号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、この条例に該当される方は御殿場市で1名いると聞いているが、それ以外は。との質疑に。

小山町では該当者はいません。御殿場市の状況は把握していません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第76号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第4号）を報告します。

委員から、保育対策総合支援事業費補助金246万2,000円の使い道は。との質疑に。

町立こども園4園で使用する消毒液等や空気清浄機を22台購入するものです。また、民間こども園の施設運営費として、本年4月に開園したみらいこども園への補助金として上限額の50万円を交付します。なお、菜の花こども園については、元年度末で既に交付済みです。との答弁がありました。

委員から、小中学校にモバイルルーターを535台購入するとのことですが、1台当たりの単価とその際の通信費は。との質疑に。

モバイルルーターは、1台当たり7,600円程度です。通信費は7月から3月までの9か月分として、小学校では553万円、中学校は507万4,000円を計上しています。との答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、文教厚生関係の使い道は。との質疑に。

住民福祉部関係では、新型コロナウイルス感染症対策事業として2,659万2,000円を予定しています。教育委員会関係では、ひとり親家庭等臨時特別給付金の給付事業として275万円、小中学校にタブレット関係のルーター機器や通信運搬費、教室用掃除機、フローリング用のワイパーの購入費用などとして1,938万6,000円計上しています。との答弁がありました。

委員から、モバイルルーターの通信運搬費は、今回は交付金で賄えるが、来年度以降はどのように考えているのか。との質疑に。

来年度以降の通信費は単費になると考えています。との答弁がありました。

委員から、ひとり親家庭等臨時特別給付金給付事業の内容と給付時期は。との質疑に。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯に子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、町独自で支給を行います。具体的な支給額は、1世帯につき2万円、子ども1人につき1万円を想定しています。給付の時期は、補正予算議決後、速やかに準備を進め、7月以降に交付したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、医療機関院内感染防止対策整備費補助金1,630万円と介護・福祉施設感染症拡大防止経費交付金790万円の詳細は。との質疑に。

医療機関院内感染防止対策整備費補助金の内容は、富士小山病院の新型コロナウイルス感染症対策に係る費用を町が補助するものです。現在予定しているのが、人工呼吸器を1台増設、高機能の空気清浄機7台と、個室等の陰圧を下げる高機能空気清浄機のついた排気ユニットを1台、透析患者の部屋のレイアウト変更工事、発熱患者等来院時、一般の患者と分離できるように動線の変更工事です。

次に、介護・福祉施設感染拡大防止経費交付金の内容は、町内の介護福祉関係の事業所を運営する法人に対して、新型コロナウイルス対策の取組に係る衛生資材購入等、各種掛かり増しになった費用について、交付金で支援するものです。

具体的な交付額は、運営する法人の規模や業務内容を勘案し、100万円、30万円、10万円の3種類です。との答弁がありました。

委員から、富士小山病院に補助金を出して整備するということは、新型コロナウイルスの患者を受け入れるのか。との質疑に。

今回の改修計画は、緊急の新型コロナウイルス対策としてであり、今後、富士小山病院は指定感染症医療機関になるつもりはないと伺っています。発熱者が来院した際の動線の確保、ゾーニング、必要な機器の購入を交付金を使って実施をしたいということです。

これにより、病院側として安全な外来受付ができ、患者側として安心して受診できる状況が確保できることから、予防対策の一環であると考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第77号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された4議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、富士小山病院の院内感染防止対策整備についての現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告します。

○議長（池谷洋子君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第67号 グランファミリア落合の指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第68号 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 総務建設委員長に、駅前交流センター条例の審議について伺います。これまでの議員懇談会や議会全員協議会等における当局の説明の中に、駿河小山駅前交流センターは、第3回小山町ビジネスプランコンテストにおいて優勝された方のコンセプトを基に建設されたと伺っております。このビジネスプランコンテストは様々な方などを対象にして、小山町のあるべき未来の姿を創造し、実現すべく取り組むために設定されたとも私は受け止めておりますが、この条例について、様々な質問が多く議員から出され、当局からそれぞれ回答を頂いております。

その中の一つに、ビジネスプランコンテストの優勝者と連絡が取れないというものがありました。優勝者と連絡が取れないと条例の制定や事業の推進に差し障りがあるのかと私は感じたわけでありまして。それは、このコンテストの優勝者には、このテーマで出来上がった施設を使って起業することが縛りとしてあるのか。あるとすれば、それを町が後押しをする必要があるのかなどの疑問であります。

この件についての当局の詳しい説明はなかったように思います。そこで委員長に伺います。先日の委員会では、この条例とビジネスプランコンテストの優勝者との関連についての質疑はありましたか。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務建設委員長（池谷 弘君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。総務建設委員会につきましては、委員長報告のとおりであり、特に質疑もございませんでした。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 私は、議案第69号の小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を致します。

最初に、私は、駿河小山駅前に完成し、足柄駅前に完成間近のこの両施設が今後の町にとって重要な施設となり、町の玄関口として大いににぎわっていただけるものと確信し願っている立場から、施設そのものではなく、施設の管理に関する条例に3点問題があると思い、反対いたします。

まず、1点目として、町においては、新しい条例を制定する際にはパブリックコメント制度実施要綱に基づき、町民に広く意見を求めなければならないのに、緊急であることを理由に実施し

ておりません。この要綱は、町民への説明責任を果たし、政策形成過程における公平性の確保と透明性の向上を図るとともに、町民参加型のまちづくりの推進に資することを目的としております。まして、町長は、町民の意見を広く取り入れて、住民幸福度日本一を目指すとの選挙公約を掲げているにもかかわらず、住民不在、基本的な町の手続を踏まずに進めようとしております。

2点目として、議会全員協議会、総務建設委員会の説明を受け、質疑を致しましたが、筋の通った説明はなく、そればかりか、進めながら変更していくような発言がありました。目的があつて施設を建設し、その目的に沿って管理をしていくべき条例において、今後、玉虫色になるような説明では、税金を投入して整備してきた施設を一体どのようなものだと考えているのでしょうか。

最後に、3点目として、条例そのものの不備です。足柄駅前交流センターは直営を予定し、駿河小山駅前交流センターは指定管理者を指定する予定と伺いましたが、足柄駅前に関しては、24時間365日使えるようになっておりますが、本当に直営で足柄支所が管理できるのでしょうか。支所の開所時間は、午前8時30分から17時15分の8時間45分です。それ以降の15時間15分はどのように管理するのでしょうか。

また、駿河小山駅前に関しては、ミニキッチンがあり、簡単なものはできるような説明でしたが、条例の第5条の第6号では、火気を使用することが禁じられています。

また、同じく第3号では、貼り紙もしくは貼り札、または広告の表示が禁じられていますが、指定管理をし、物品販売を考えている施設とは到底思えません。

さらに、両センターは許可をもらい、使用料を払えば使用できるように規定されておりますが、位置づけがセンター内全ての施設ですので、トイレや更衣室等の貸出しができるようになっております。そのような条例で本当に大丈夫なのでしょうか。

以上3点について、問題があることを指摘し、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） 議案第69号 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、次の理由により反対討論を致します。

最初に、私は、足柄駅前並びに駿河小山駅前の交流センターの設置に対しまして、反対することではないことは前もって言っておきます。

では、まず、反対の1点目の理由としまして、私は今回の設置及び管理に関する条例について、同一の条例になっていることに対して反対であります。私が前から意見の中で言ってきましたが、足柄駅前と駿河小山駅前それぞれの交流センターの設置及び管理条例にすべきでありましたと思います。当局は趣旨も目的も一緒だからと申しますが、現にいろいろな意見が議会全員協議会や総務建設委員会などで出ていまして、管理形態がそれぞれ違う中で、様々な問題点も出てきてお

ります。この条例の中には、矛盾点が多々ありますことを申します。私は別々の条例の中で、対応がベターではないかと思うところが1点目の理由であります。

2点目の理由としましては、この条例に対しまして、先ほども室伏辰彦君からもありましたように、パブリックコメント制度をなぜしないのかとの私の質問の中で、緊急を要するためと当局は申しましたが、私は町民も使用する施設であることや交流人口を目的とするならば、広く意見を聞き、町民などの意見を取り入れるべきで、パブリックコメントを実施することは、私は要綱によっても当然だと受け止めています。

以上、私はこの条例の検討及び拙速な提案上に問題があることで反対討論といたします。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立少数です。したがって、議案第69号は、否決されました。

日程第4 議案第70号 小山町役場支所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 小山町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 小山町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(池谷洋子君) お諮りします。ただいま町長から、報告第11号 専決処分の報告についての1件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第11号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長(池谷洋子君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第11号の1議案について、提案説明を求めます。町長。

○町長(池谷晴一君) 今回、追加提案いたしましたのは、報告第11号 専決処分の報告についてであります。

本件は、地方自治法の規定により、令和2年6月12日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

なお、関係部長から補足説明を致しますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

追加日程第2 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第2 報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第11号 専決処分の報告についてであります。

本件は、公園の草刈り作業を実施した際に小石を飛ばし、通行車両の窓ガラスを破損させた件について、損害賠償の額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を致しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告をするものであります。

概要であります。本年5月20日午前11時頃、道の駅ふじおやまに隣接します用沢公園で草刈り作業を実施していたところ、小石を飛ばし、その小石が国道246号を通行していた大型車両の助手席側の窓に当たり、窓ガラスを破損させたものであります。

その過失割合は町が10割となり、レッカー代、窓ガラス修理代など、損害賠償金44万1,760円を町が支払うことで示談が調い、6月12日に専決処分したものであります。

なお、賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償により全額補填をされます。今後はこのようなことがないように注意を払って作業に当たりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

報告は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。本報告は地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和2年第4回小山町議会6月定例会を閉会にします。

午前10時59分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	池 谷 洋 子
署 名 議 員	小 林 千江子
署 名 議 員	鈴 木 豊